

令和7年第3回定例会

# 白子町議会会議録

令和7年 9月8日 開会

令和7年 9月25日 閉会

白子町議会

## 令和7年第3回白子町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和7年9月8日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について
- 日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 議案第1号 和解について
- 日程第15 議案第5号 令和7年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第16 議案第6号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第17 議案第7号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第18 議案第8号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算に

ついて

日程第19 議案第9号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について

日程第20 一般質問

日程第21 休会の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（14名）

1番	大塚 貴 充 君	2番	前 田 充 浩 君
3番	秋 葉 広 行 君	4番	高 山 隆 一 君
5番	長 島 誠 一 君	6番	今 井 滋 則 君
7番	大多和 正 夫 君	8番	梅 澤 哲 夫 君
9番	宗 島 理 仁 君	10番	酒 井 良 信 君
11番	今 関 勝 巳 君	12番	大多和 正 之 君
13番	大多和 秀 一 君	14番	市 川 隆 子 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	緑 川 輝 男 君	教 育 長	太田和 晴 彦 君
総 務 課 長	齊 藤 貴 人 君	企画財政課長	齊 藤 雄 君
税 務 課 長	田 邊 健 治 君	建 設 課 長	石 井 宏 樹 君
産 業 課 長	田 邊 治 幸 君	商工観光課長	北 田 和 弘 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環 境 課 長	金 坂 潤 一 君
住 民 課 長	増 井 角 栄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	三 橋 久 美 子 君	教 育 課 長	岩 本 洋 之 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	緑 川 昌 一 君
監 査 委 員	地 引 久 貴 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書	記	長谷川由紀	
書	記	鈴木貴文	書	記	林昌弘
書	記	白川大貴	書	記	平野寿明
書	記	代市光			

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和7年第3回白子町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、6番今井滋則君、7番大多和正夫君を指名いたします。

---

◎会議日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、おはようございます。

9月になったばかりですが、ほとんどのところで例年より早く稲刈りが終わったようです。生産者も消費者も納得できる米の価格になるよう国の政策に期待しつつ、町議会としても動向を注視したいと思います。

また、先日は台風15号が日本列島を横断しました。幸い白子町では大きな被害がなかったようですが、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。まだまだ台風が襲ってくる可能性がありますので、皆様十分に対策を講じた上でお過ごしください。

さて、議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。  
す。

それでは、去る9月3日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について、  
報告させていただきます。

まず今定例会に上程されます町長提出案件は承認案件1件、諮問案件1件、和解案件1件、  
条例改正2件、財産取得1件、補正予算5件、決算認定6件の計17案件であります。また、  
一般質問は7名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、本定例会の会期は本日9月8日から25日までの18日  
間に決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運  
営ができますよう、よろしく願い申し上げます。

---

### ◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日9月8日から9月25日までの18日間  
にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月8日から9月25日までの18日間に決定いたしまし  
た。

---

### ◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査、令和6年度白子町一般会計特別会計歳入歳出決算  
の審査意見書、令和6年度白子町基金運用状況の審査意見書、令和6年度白子町健全化判断

比率及び資金不足比率の審査結果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、町長から令和6年度主要施策の成果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、教育委員会から令和6年度白子町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑から令和6年度一宮聖苑組合会計歳入歳出決算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 改めましておはようございます。

先週の台風15号により、西日本や関東地方、県内の一部に竜巻や豪雨被害がありまして、町では道路冠水が一部ありましたが、大きな被害はありませんでした。しかし、先週まで猛暑日が連日続き、異常とも思える天候でしたので、今後町民生活はもとより、農業や観光、商工業に大きな影響が出なければよいと、常に心配をしております。

議員各位におかれましては、ご多用の中、第3回議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、モンゴル国在日全権大使より、白子町長就任の挨拶に伺いたいとの申出がありましたが、一国を代表する全権大使を迎えることは恐れ多いと思ひまして、8月1日に在日大使館に出向き、全権大使と挨拶を交わしました。全権大使との会話では、7月上旬に天皇皇后両陛下がモンゴルに訪問され、日本との友好親善関係が促進されたので、白子町とも友好な関係を続けていきたいとの申出がありました。

国際交流を進めることにより白子町がより発展することはよいことですが、まずお互いの国民性や産業、観光などが発展していけるよう確認しながら、在日モンゴル大使館の職員な

どを介して取り組んでいきたいと考えております。

次に、夏季観光では、7月13日にボディボードアジア大会が中里海岸で開催され、初めての大会でありましたが、無事に終了し、今後も参加国や参加者の増加が見込まれるようでありますので、インバウンド効果も含めて主催者団体と協議の上、中里海岸で継続的に開催されるよう働きかけをしてまいります。

また、海水浴シーズンの最盛期でもあります7月末から8月上旬にかけて、津波警報や台風9号などの影響で海の状況が悪く、遊泳禁止が続きましたが、その後は天候も持ち直し、事故もなく例年どおりの入り込み客となりました。

続きまして、株式会社合同資源様より、企業版ふるさと納税として、子育て支援事業に200万円、災害対策事業に100万円の合計300万円のご寄附を頂きました。合同資源様には度々ご寄附を頂いておりますが、感謝状を贈呈して感謝の意を表し、今後はそれぞれの目的に沿った有効活用をさせていただきます。

最後になりますが、第3回議会定例会におきまして、人権擁護委員の推薦、裁判に関する和解、条例の改正、補正予算案及び決算認定などについて上程させていただきましたので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてないし日程第11、認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明いたします。

認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算について、歳入総額56億998万8,041円、歳出総額53億7,689万8,484円、翌年度へ繰り越すべき財源2,260万5,000円、実質収支額2億1,048万4,557円となります。

認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入総

額15億7,456万7,898円、歳出総額14億7,392万9,819円、実質収支額1億63万8,079円となりました。

認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額1億9,626万736円、歳出総額1億9,605万8,018円、実質収支額20万2,718円となりました。

認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額14億3,916万159円、歳出総額13億7,483万7,572円、実質収支額6,432万2,587円となりました。

認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額1億1,008万7,484円、歳出総額1億1,008万7,484円、実質収支額ゼロ円です。

以上の5会計につきましては、会計課長から内容説明いたします。

認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、これはガス事業所長から内容を説明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて内容説明を求めます。

認定第1号ないし認定第5号の内容説明について。

会計課長、三橋久美子君。

○会計管理者（三橋久美子君） 認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の1ページをお開き願います。

本会計の決算額は歳入総額56億998万8,041円、歳出総額53億7,689万8,484円、前年度と比較しますと、歳入では1億4,767万9,954円、2.7ポイントの増、歳出では1億7,916万9,060円、3.4ポイントの増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億3,308万9,557円、このうち翌年度への繰越し7事業に係る繰越明許費繰越額2,260万5,000円を控除した実質収支額は2億1,048万4,557円となりました。

歳入から主な内容を款ごとの収入済額によりご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

1款町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税など6税合わせまして13億7,128万5,429円、前年度に比べ2,500万7,600円、1.8ポイントの減、歳入総額に占める割合は24.4%となりました。主な減の要因は、定額減税の影響による個人町民税の減、評価替えに伴う課税標準額

の減少による固定資産税の減及び町たばこ税の減などによるものです。徴収率については、現年課税分97.87%、前年度に比べ0.37ポイントの減、滞納繰越分15.50%、前年度に比べ13ポイントの減となりました。

7款地方消費税交付金は2億4,600万9,000円、物価高の影響による消費税の増加により、前年度に比べ812万4,000円、3.4ポイントの増となりました。

決算書の4ページ、5ページをお開き願います。

11款地方交付税は普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税を合わせて18億6,706万2,000円、前年度に比べ6,797万6,000円、3.8ポイントの増、歳入総額に占める割合は33.3%となりました。

15款国庫支出金は国庫負担金、国庫補助金及び国庫委託金を合わせまして4億9,712万2,817円、前年度に比べ7,443万5,870円、13.0ポイントの減となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことによる、公費全額負担の終了に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金、接種体制確保事業補助金の減及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などによるものです。

16款県支出金は県負担金、県補助金及び県委託金を合わせまして3億2,461万1,897円、前年度に比べ670万7,363円、2.0ポイントの減となりました。主な要因は農業費補助金、観光地魅力アップ整備事業に係る補助金等の減によるものです。

18款寄附金は一般寄附金、ふるさとしらか応援寄附金及び教育費寄附金を合わせまして2億1,693万3,377円、前年度に比べ4,021万1,765円、15.6ポイントの減となりました。主な要因は、ふるさとしらか応援寄附金の返礼品の減少や制度改正による寄附額の見直し等を行ったことによる減となりました。

19款繰入金金は3億2,936万7,962円、前年度に比べ1億9,413万794円、143.5ポイントの増となりました。主な要因は、公共施設整備基金繰入金等からの繰入れが増加したことによるものです。

決算書の6ページ、7ページをお開き願います。

22款町債は1億1,441万5,000円、前年度に比べ27万3,000円、0.2ポイントの減となりました。

以上、歳入合計としまして、予算現額59億7,167万3,000円に対し調定額57億886万2,194円、収入済額56億998万8,041円、不納欠損額は町税675万6,123円、収入未済額は町税、負担金、使用料、諸収入及び令和7年度への繰越し財源の国庫支出金を合わせ9,211万8,030円、調定

額に対する収入率は98.27%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を款ごとの支出済額により、ご説明いたします。

決算書の8ページ、9ページをお開き願います。

2款総務費は10億1,070万8,640円、前年度に比べ3,293万9,246円、3.4ポイントの増となりました。主な要因は、給油施設等跡地利用事業及び防災行政無線維持管理事業の増などによるものです。

3款民生費は17億4,132万275円、前年度に比べ9,028万3,809円、5.5ポイントの増となりました。主な要因は、社会福祉総務費の自立支援事業の障害者自立支援給付費国庫過年度返還金、定額減税補足給付金支給事業及び児童措置費の児童措置事業の児童手当の増などによるものです。

4款衛生費は5億4,440万4,384円、前年度に比べ2,390万3,042円、4.2ポイントの減となりました。主な要因は、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び接種対策事業費の委託料の減などによるものです。

5款農林水産業費は2億7,423万4,699円、前年度に比べ3,816万2,947円、16.2ポイントの増となりました。主な要因は、農地費の土地改良施設維持管理適正化事業の工事費の増などによるものです。

6款商工費は1億4,562万1,320円、前年度に比べ3,500万8,987円、31.7ポイントの増となりました。主な要因は、中小企業等エネルギー価格高騰緊急対策支援事業の支援金及び観光振興事業の補助金の増などによるものです。

7款土木費は2億2,757万2,466円、前年度に比べ2,104万8,350円、8.5ポイントの減となりました。主な要因は、道路維持補修事業費及び道路新設改良費の減などによるものです。

8款消防費は2億4,339万5,360円、前年度に比べ1,847万1,787円、8.2ポイントの増となりました。主な要因は、災害対策事業費の増によるものです。

決算書の10ページ、11ページをお開き願います。

9款教育費は4億6,198万1,916円、前年度に比べ6,411万3,814円、16.1ポイントの増となりました。主な要因は、小学校施設整備工事費及び社会教育費の屋上防水等改修工事設計業務委託料の増などによるものです。

10款災害復旧費は、台風による水害応急処置によるもので、367万8,900円の支出となりました。

以上、歳出合計としまして、予算現額59億7,167万3,000円に対し、支出済額53億7,689万

8,484円、翌年度繰越額は繰越明許費1億9,931万9,000円、不用額は3億9,545万5,516円、予算現額に対する執行率は90.04%となりました。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、14ページから177ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の179ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額15億7,456万7,898円、歳出総額14億7,392万9,819円、前年度と比較しますと、歳入では5,268万2,613円、3.2ポイントの減、歳出では3,177万8,360円、2.1ポイントの減となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は1億63万8,079円となりました。

歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の180ページ、181ページをお開き願います。

1款国民健康保険税は、一般被保険者分と退職被保険者等分を合わせまして、2億4,473万3,367円、前年度に比べ1,286万3,927円、5.0ポイントの減となりました。主な要因は、医療給付費分現年課税分の減などによるものです。保険税の徴収率につきましては、現年課税分91.34%、前年度に比べ2.55ポイントの減、滞納繰越分19.46%、前年度に比べ1.37ポイントの減となりました。

4款県支出金は、保険給付費を賄うための普通交付金及び保険者努力支援分など特別交付金を合わせまして10億7,275万3,637円、前年度に比べ2,273万2,098円、2.1ポイントの減となりました。主な要因は普通交付金の減などによるものです。

6款繰入金は、国民健康保険税の軽減措置等に対する保険基盤安定繰入れや職員給与費等分繰入金などを合わせまして1億3,246万8,088円、前年度に比べ600万4,506円、4.3ポイントの減となりました。

以上、歳入合計としまして、予算現額16億6,066万5,000円に対し調定額16億4,827万9,421円、収入済額15億7,456万7,898円、不納欠損額552万3,650円、収入未済額6,818万7,873円、調定額に対する収入率は95.53%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の182ページ、183ページをお開き願います。

2款保険給付費は、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費や高額療養費等10億6,201

万4,884円、前年度に比べ1,359万6,581円、1.3ポイントの減となりました。主な要因は、一般被保険者の療養給付費の減などによるものです。

3款国民健康保険事業納付金は、一般被保険者及び退職被保険者の保険給付費に係る県への納付金等で3億5,261万1,049円、前年度に比べ1,244万9,151円、3.4ポイントの減となりました。主な要因は、一般被保険者療養給付費や一般被保険者後期高齢者支援金の減などによるものです。

5款保健事業費は、特定健診や人間ドック助成事業に関する費用で1,923万3,625円、前年度に比べ173万8,638円、8.3ポイントの減となりました。

以上、歳出合計としまして、予算現額16億6,066万5,000円に対し、支出済額14億7,392万9,819円、不用額1億8,673万5,181円、予算現額に対する執行率は88.76%となりました。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、186ページから207ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の209ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額1億9,626万736円、歳出総額1億9,605万8,018円、前年度と比較しますと、歳入では1,791万9,244円、10.0ポイントの増、歳出では1,860万8,544円、10.5ポイントの増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は20万2,718円となりました。

歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の210ページ、211ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料合わせまして1億4,976万2,200円、前年度に比べ1,580万8,000円、11.8ポイントの増となりました。保険料の徴収率につきましては、現年度分98.04%、前年度に比べ1.76ポイントの減、滞納繰越分23.50%、前年度に比べ1.36ポイントの増となりました。

3款繰入金は一般会計からの事務費繰入金、保険基盤安定繰入金で4,544万6,118円、前年度に比べ201万7,544円、4.6ポイントの増となりました。保険基盤安定繰入金の増によるものです。

以上、歳入合計としまして、予算現額1億9,835万8,000円に対し、調定額1億9,801万1,336円、収入済額1億9,626万736円、不納欠損額40万5,500円、収入未済額134万5,100円、

調定額に対する収入率は99.12%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の212ページ、213ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金を合わせまして、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金1億9,421万5,000円、前年度に比べ1,866万8,525円、10.6ポイントの増となりました。

以上、歳出合計としまして、予算現額1億9,835万8,000円に対し、支出済額1億9,605万8,018円、不用額229万9,982円、予算現額に対する執行率は98.84%となりました。歳入歳出事項別明細書につきましては、216ページから223ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の225ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額14億3,916万159円、歳出総額13億7,483万7,572円、前年度と比較しますと、歳入では872万5,682円、0.6ポイントの増、歳出では2,209万276円、1.6ポイントの増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は6,432万2,587円となりました。

歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の226ページ、227ページをお開き願います。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料特別徴収分と普通徴収分等を合わせまして2億8,915万9,100円、前年度に比べ381万9,160円、1.3ポイントの増となりました。保険料徴収率については、現年度分99.08%、前年度に比べ0.29ポイントの増、滞納繰越分24.28%、前年度に比べ11.33ポイントの増となりました。

3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金及び介護予防事業に係る地域支援事業交付金等を合わせまして3億519万9,498円、前年度に比べ414万7,520円、1.4ポイントの増となりました。主な要因は調整交付金、地域支援事業交付金の増などによるものです。

5款支払基金交付金は、介護給付費交付金や介護予防事業に関する費用として交付される地域支援事業交付金で3億5,151万1,991円、前年度に比べ2,198万3,678円、6.7ポイントの増となりました。主な要因は介護給付費交付金の増などによるものです。

7款繰入金金は介護給付費の町負担分、地域支援事業の法定繰入金、低所得者保険料軽減繰

入金及び職員人件費等に係る繰入金など2億2,736万465円、前年度に比べ87万3,397円、0.4ポイントの減となりました。

以上、歳入合計としまして、予算現額14億2,087万1,000円に対し、調定額14億4,707万1,639円、収入済額14億3,916万159円、不納欠損額245万4,260円、収入未済額545万7,220円、調定額に対する収入率は99.45%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の228ページ、229ページをお開き願います。

2款保険給付費は、居宅介護サービス給付費等12億6,079万7,352円、前年度に比べ6,198万6,274円、5.2ポイントの増となりました。主な要因は、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護・介護予防サービス給付費の増などによるものです。

4款基金積立金は、今後の保険給付の増加等に対応するための介護給付費準備基金積立金で、1,490万円の積立てとなっております。

5款地域支援事業費は、地域支援事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業費等4,326万1,000万1,808円、前年度に比べ86万8,075円2.0ポイントの減となりました。

以上、歳出合計としまして、予算現額14億2,087万1,000円に対し、支出済額13億7,483万7,572円、不用額4,603万3,428円、予算現額に対する執行率は96.76%となりました。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、232ページから253ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の255ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額、同額の1億1,008万7,484円、形式収支及び実質収支額は同額のゼロ円となっております。

歳入から主なものを収入済額によりご説明いたします。

決算書の256ページ、257ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料はクリーンセンター使用料の現年度分と過年度分を合わせまして4,249万1,030円、前年度に比べ75万3,930円、1.7ポイントの減となりました。

3款繰入金は一般会計からの繰入金で6,503万7,552円、前年度に比べ132万7,568円、2.1ポイントの増となりました。

以上、歳入合計としまして、予算現額1億1,168万8,000円に対し調定額は1億2,270万

8,814円、収入済額は1億1,008万7,484円、調定額に対する収入率は97.67%となりました。

続きまして、歳出の内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の258ページ、259ページをお開き願います。

1款総務費は、会計年度任用職員人件費やクリーンセンター維持管理費など1億1,008万7,484円、前年度に比べ518万4,270円、4.9ポイントの増となりました。主な要因は維持管理費の委託料、施設設備、原材料費の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額1億1,168万8,000円に対し、支出済額1億1,008万7,484円、不用額160万516円、予算現額に対する執行率は98.57%となりました。

歳入歳出事項別明細書につきましては、262ページから267ページまでに記載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。なお、財産に関する調書につきましては、269ページから273ページまでに記載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

これまで認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの内容説明をさせていただきました。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、認定第6号の内容説明について。

ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について内容説明をいたします。

決算書の1ページをお開き願います。

ガス事業会計決算報告になります。こちらは税込み表示となっております。（1）収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては、後ほど19ページの収益費用明細書にて説明をさせていただきます。

次に、3ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出より、収入の部、第1款資本的収入の決算額1,220万円は全て第1項の企業債収入でございます。経年管対策の財源として地方公共団体金融機構より借り入れたもので、全額が令和5年度の繰越し事業への財源でございます。令和7年度への繰越し事業が生じたため、借入れ予定額であった4,480万円のうち3,260万円を繰越しに係る財源

といたしました。

次に、4ページをお開き願います。

支出の部、第1款資本的支出の決算額は8,439万2,244円でございますが、第1項建設改良費より、繰越額を含めた予算額は1億6,171万4,000円、決算額が6,249万7,109円、翌年度繰越額が8,795万8,000円でございます。第2項企業債償還金につきましては、平成20年度から借り入れた償還元金2,189万5,135円でございます。なお、資本的支出に対し、資本的収入が不足する額7,219万2,244円を過年度分損益勘定留保資金より、5,574万1,077円及び当年度分損益勘定留保資金1,256万1,087円並びに当年度分消費税資本的収支調整額より、389万80円で補填いたしました。

次に、5ページ、キャッシュ・フロー計算書になります。

下から3段目の資金増加または減少額でございますが、2,267万4,057円の資金減少により、資金期末残高が1億2,301万3,063円ございました。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

令和6年度のガス事業における経営成績を表した損益計算書になります。一番右側の数値をご覧ください。1、営業収益は、(1)製品売上と(2)営業雑収益の合計から2億5,008万5,337円、そして2、営業費用は(1)売上原価から7ページにまたがり(4)営業雑費用までの合計は2億6,439万5,051円で、営業損失1,430万9,714円が生じますが、3、営業外収益と4、営業外費用の合計より生じた営業外利益2,611万5,337円を加え、経常利益は1,180万5,623円となりました。さらに5、特別利益、6、特別損失を加え、下から4段目になりますが、当年度純利益1,182万423円となりました。

なお、地方公営企業法第32条による欠損金の補填として、前年度繰越欠損金残高1,093万9,582円は当年度純利益をもって充て、欠損金解消後の残額を当年度未処分利益剰余金88万841円とするものであります。

次に、9ページをお開き願います。

当年度未処分利益剰余金88万841円は全て繰越利益剰余金とする処分計算書案になります。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

財政状況を表す貸借対照表でございます。資産、負債、資本を総花的に表したものでございます。

10ページでは、資産構成を表す資産の部より、二重線で表示した箇所になりますが、資産合計10億3,207万2,386円でございます。

11ページには、資金調達を表す負債の部及び資本の部がございます。3、固定負債、4、流動負債、5、繰延べ収益の残高を合計した負債合計は、こちらにも二重線表示の箇所になりますが、2億9,602万3,829円、6、資本金、7、剰余金を合計した資本合計7億3,604万8,557円を加えた一番下段の二重線表示箇所であります負債資本合計は10億3,207万2,386円で、貸借一致の原則により資産合計と一致しております。

それでは、決算内容の概況をご説明いたしますので、13ページをお開き願います。

1、概況といたしまして、(1)総括事項でございますが、都市ガスの普及状況は、令和6年度の供給区域内戸数4,774戸、供給戸数2,864戸、前年度より4戸減少し、普及率は59.99%、ガス販売量は平年並みの平均気温で推移したものの、寒暖差による影響から回復基調で推移し、中でも商業用販売量が2.86ポイント上昇した影響が大きく、全体で0.76ポイント上昇した248万5,428立方メートルでありました。

経理面につきましては、改定ガス料金を通年で適用した影響から、ガス料金収入が21.15ポイント改善され、税抜総収益2億7,910万9,235円、前年増減率で6.11%増加をいたしました。

総費用は、職員1名増員に伴い職員給与費が18.02ポイント上昇した影響から、2億6,728万8,812円で、当年度純利益1,182万423円が生じることとなりました。

今後のガス事業でございますが、引き続きサービスの向上と都市ガスの安定供給に努めるとともに、ガス事業の最適化を図り、地域社会の発展に貢献する持続可能な都市ガス事業者を目指してまいります。

次に、少し飛びまして19ページをお開き願います。

ガス事業特別会計収益費用明細書になります。税抜表示にて前年度との比較となっており、1款ガス事業収益は2億7,910万9,235円、1項製品売上、1目ガス売上より、2億4,368万9,892円で、比較増減4,254万2,438円増加いたしました。2項営業雑収益639万5,445円は、主に1目受注工事収益より、お客様の資産となる宅内管工事約100件分の工事代金に伴う収入でございました。

3項営業外収益は2,900万8,898円で、比較増減2,462万4,326円、減少した主な要因でございますが、2目補助金収入より、国で実施した電気・ガス料金負担軽減支援事業の実施期間及び値引き額の減少によるものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

1款ガス事業費用は2億6,728万8,812円でございます。1項売上原価、1目ガス売上原価

は1億4,214,383円で、天然ガス購入単価の上昇による影響から、比較増減674万3,093円増加いたしました。

2項供給販売費1億2,308万4,975円では、主に次回ガスホルダー開放検査の周期を15年周期としたことから、9目特別修繕引当金の減少効果が大きく、影響したものであります。

21ページの3項一般管理費3,084万8,399円では、主な増加要因は職員1名の増員に伴うものであります。

22ページに移りまして、4項営業雑費用では大型施設等における大規模工事の減少に伴う影響でございました。そして5項営業外費用289万5,361円より、比較増減111万817円の減少は、補助金収入が大幅に減少したことを受け、2目雑支出において特定収入見合い分の消費税とした控除対象外消費税が減少した影響でございました。

次に飛びまして、25ページをお開き願います。企業債明細書で、令和6年度末での発行総額は3億1,240万円で、全てを地方公共団体金融機構より借り入れており、未償還残高は2億235万4,135円を有しております。

以上で、令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議の上ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

ここで、地方自治法第121条第1項の規定により、代表監査委員、地引久貴君の出席を要求しております。

地引久貴君より、令和6年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出決算について、監査報告を求めます。

代表監査委員、地引久貴君。

○監査委員（地引久貴君） 代表監査委員を務めています地引です。よろしくお願いいたします。

去る8月6日、7日の2日間にわたりまして、大多和秀一監査委員とともに決算審査を行いました。監査委員を代表しまして、決算審査の状況及び結果についてご報告申し上げます。

この決算審査は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項等の規定に従い、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて、決算書及びその附属書類、関係資料を基に審査を行ったものでございます。

まず、地方自治法第233条第2項の規定により審査を行いました会計は、令和6年度一般

会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、介護保険事業特別会計及びコミュニティ・プラント事業特別会計であります。

先ほど三橋会計管理者から決算の内容等については詳細な説明がありましたが、審査はこれまでに行いました例月現金出納検査及び定期監査等の結果も踏まえながら、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細資料及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の附属書類などについて、決算の計数が正確であるかどうかを確認するとともに、事務事業執行事業について、当局の説明を聴取しました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、おおむね適正に執行されているものと認められました。

次に、先ほど緑川ガス事業所長から内容については詳細な説明がありましたが、地方公営企業法第30条第2項等の規定により、ガス事業特別会計の審査を行いました。審査は、ガス事業全体の経営状況及び財務状況を適正に把握、表示しているかどうかの確認及び託送収支計算書の内容について、当局の説明を聴取しながら行いました。

審査の結果、決算書及び附属書類等は、計数は正確であり、当該事業の経営状況及び財務状況は適正に表示されているものと認められました。審査の結果を踏まえ、町長に対し提出いたしました各会計決算の審査意見書は、お手許に配布されている資料のとおりであります。

今後とも関係法令等を遵守し、適正、的確な予算の執行と、効率的な事務事業執行を強く望むものであります。

以上、監査委員による決算審査のご報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で監査報告が終了いたしました。

地引久貴君、ご苦労さまでした。

認定第1号ないし認定第6号については、令和6年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

お諮りいたします。

この際、委員会条例第5条の規定により、各常任委員会から2名、議会運営委員会から1名の委員を選任し、合計7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号ないし認定第6号の審査を付託したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第6号の審査は、ただいま設置されました決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、大塚貴充君、2番、前田充浩君、3番、秋葉広行君、4番、高山隆一君、5番、長島誠一君、9番、宗島理仁君、14番、市川隆子君を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで、決算審査特別委員会開催のため休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時27分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

決算審査特別委員長につきましては、長島誠一君、副委員長につきましては、秋葉広行君の両名が就任されました。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号～議案第1号の一括上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 日程第12、承認第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについてないし日程第14、議案第1号 和解についてを一括議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

損害賠償の額の決定及び和解について、早期解決を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。

令和7年9月8日提出。

白子町長、緑川輝男。

これは、総務課長から内容説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月8日提出。

白子町長、緑川輝男。

候補者氏名、河野恵美子。生年月日、昭和31年1月16日。住所、白子町関3772番地。経歴は資料のとおりでございます。

続いて、議案第1号 和解について、詳細は総務課長より内容説明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

承認第1号及び議案第1号の内容説明について。

総務課長、齋藤貴人君。

○総務課長（齋藤貴人君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

損害賠償の額の決定及び和解について内容説明いたします。

恐れ入りますが、議案書1ページをお願いいたします。

本事案は、令和7年5月21日14時頃、白子町幸治3837付近にて公用車の運転中に後退時の後方確認が不十分であったため、農地に駐車していた相手方車両に衝突する物損事故が発生したことから、長生村在住の相手方に対し、町損害賠償額60万8,524円を支払うことにより、相手方と示談することについて早期解決を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。なお、本町損害賠償金は自動車損害共済で対応しております。

次に、議案第1号 和解について内容を説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

本案につきましては、町が原告となり、株式会社リック・C・S・R、代表取締役、堀田光晴を被告とする令和6年12月2日に訴えを提起した土地明渡しに関する訴訟について和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要は、町有地の明渡しを求めた訴訟である令和6年（ワ）第123号工作物撤去土地明渡し請求事件について、千葉地方裁判所より和解案が示されたことにより、和解に関する条件を決定するため議会の承認を得るものです。なお、議案書4ページ及び5ページに、事件の概要、和解の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上で、承認第1号及び議案第1号の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

日程第12、承認第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについてないし日程第14、議案第1号 和解について、本日は説明を聞くにとどめ、後日質疑、討論、採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第12、承認第1号から日程第14、議案第1号までについて、本日は説明を聞くにとどめ、後日質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号～議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第15、議案第5号 令和7年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算についてないし日程第19、議案第9号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き提案いたしました議案について説明いたします。

議案第5号 令和7年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、詳細は企画財政課長より内容説明いたします。

議案第6号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細は住民課長より内容説明いたします。

議案第7号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、こちらも詳細は住民課長より内容説明いたします。

議案第8号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細は健康福祉課長より内容説明いたします。

議案第9号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細はガス事業所長より内容を説明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第5号の内容説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、議案第5号 令和7年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、内容説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,111万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億5,272万3,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明させていただきますが、4月1日付の人事異動に伴う一般職人件費等の内容につきましては、省略させていただきます。

それでは、11ページをお開きください。

2款総務費、1項6目企画費は、移住定住施策推進事業に係る用地取得事務委託料400万円、地域おこし事業に係る地域おこし協力隊業務委託料3,125万円、自治体DX推進事業につきましては、職員が使用している業務用パソコンのSaaS利用料326万3,000円、タブレット導入に係る備品購入費302万4,000円などを追加するものです。

9目の情報化推進費は、情報化推進事業において、職員が使用している基幹系の業務用パソコン購入費240万円を追加するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

2款総務費、2項2目賦課徴収費は、納税推進事業に係る過誤納還付金204万8,000円、固

定資産基礎資料整備事業に係る固定資産管理システム業務委託料223万3,000円などを追加するものです。

続きまして、17ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、自立支援事業に係る総合福祉システム改修業務委託料338万8,000円などを追加するものでございます。

17ページから18ページに記載の2目老人福祉費は、ふれあいセンター維持管理事業に係る関ふれあいセンター空調設備工事費1,622万円などを追加するものでございます。

5目の介護保険費は、18ページから19ページに記載の介護保険事業の人事異動に伴う介護保険事業特別会計繰出金139万4,000円を減ずるものでございます。

引き続き、19ページをお願いいたします。

6目の後期高齢者医療費は、後期高齢者医療支援事業に係る事務費繰出金264万円を追加するものです。

続きまして、21ページをお願いいたします。

3款民生費、2項2目児童福祉施設費は、保育所児童福祉施設事業に係る経年劣化に伴う保育所施設整備工事費110万円、管外保育対象者増に伴う管外委託負担金185万円などを追加するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金616万4,000円、新しい地方経済・生活環境創生交付金589万6,000円を追加するものでございます。

2目民生費国庫補助金は、地域診療情報連携推進費補助金169万4,000円、子ども・子育て支援事業費補助金374万円などを追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項2目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計繰入金577万1,000円を追加するものです。20款繰越金、1項1目の繰越金は1,499万7,000円を追加し、歳出を補う財源とするものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

なお、38ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第6号及び議案第7号の説明内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第6号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入ります、補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ21万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,788万2,000円とするものです。

歳出よりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費131万7,000円の減額は、職員の異動等に伴う人件費の減額によるものです。

8ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目賦課徴収費110万円の増額は、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴いまして、国民健康保険システムの改修を行うものです。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等分繰入金21万7,000円の減額となっております。

なお、9ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の内容説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億659万2,000円とするものです。

歳出よりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費264万円の増額は、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、後期高齢者医療システムの改修を行うもの

です。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は、264 万円の増額となっております。

以上で、後期高齢者事業特別会計第 1 回補正予算の内容説明を終わります。

議案第 6 号及び議案第 7 号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第 8 号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第 8 号 令和 7 年度白子町介護保険事業特別会計第 1 回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,711 万円を増額し、総額を 14 億 9,494 万 1,000 円とするものでございます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 150 万 1,000 円の減額補正です。こちらは、人事異動に伴う人件費の減であります。

続きまして、8 ページをお開きください。

6 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,283 万 7,000 円の増額補正でございますが、こちらは令和 6 年度の介護給付費、地域支援事業費の補助金の精算に伴う返還金による増額でございます。

次に、9 ページをご覧ください。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 577 万 4,000 円の増額補正であります。こちらは一般会計からの介護給付費繰出金及び地域支援事業費の繰出金の返還分による増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、6 ページへお戻りください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 685 万 5,000 円の増額であります。こちらは令和 6 年度精算に伴う過年度分の介護給付費負担金でございます。

続きまして、7 款繰入金、1 項 4 目低所得者保険料軽減金繰入金 10 万 7,000 円の増額補正は、低所得者保険料軽減繰入金の増額によるものでございます。5 目その他一般会計繰入金

150万1,000円の増額補正は、人事異動に伴う減額によるものでございます。

続きまして、8款繰入金、1項1目繰入金1,164万9,000円の増額補正ですけれども、こちらは令和7年度の繰越金でございます。

以上、令和7年度介護事業特別会計第1回補正予算の説明といたします。

なお、10ページ以降に給与明細書を添付してございますので、ご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第9号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第9号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出から、収入より第1款ガス事業収益は、補正予定額2万1,000円の増額により、3億1,100万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、実施計画の際にご説明をさせていただきます。

次に、支出より第1款ガス事業費用、補正予定額7万6,000円の増額により3億418万円とするものです。

次に、第3条では、資本的収入及び支出において、資本的支出のみを補正するもので、第1款資本的支出、第1項建設改良費から人件費に係る9万5,000円の減額により、6,544万円とし、資本的支出の総額を9,040万2,000円とするものです。

また、補正後の資本的収支不足額は7,540万1,000円が生じますが、補填財源を過年度分損益勘定留保資金より4,058万7,000円、及び当年度分損益勘定留保資金により3,070万6,000円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より410万8,000円に補填財源の内訳を改めるものです。

次に、第4条では、人事異動等に伴い、職員給与費を12万8,000円減額し、5,468万6,000円に改めるものです。

続きまして、2ページの実施計画をお開き願います。

収入でございますが、1款1項1目ガス売上より、政府の実施する電気・ガス料金負担軽減支援事業に参画し、8月検針分から10月検針分までの税込みガス料金値引き見込額を406万円減額し、2億9,368万7,000円とするものです。

続いて、3項営業外収益では、408万1,000円を増額し988万2,000円とするもので、内訳は2目補助金収入より電気・ガス料金負担軽減支援事業の国庫補助金収入406万円に加え、児

童手当に係る他会計補助金20万8,000円の合計426万8,000円を増額するものです。

また、3目長期前受金戻入より令和6年度の決算に伴う減少額18万7,000円を予定するものです。

次に、支出でございますが、1款2項供給販売費は30万5,000円を増額し1億3,565万4,000円とするもので、1目給料から6目退職給与金及び26目労務費控除項目は、職員の異動等に伴う影響でございます。

また、23目減価償却費では令和6年度決算内容を反映し、22万6,000円を増額、24目固定資産除却費では繰越し事業分に伴う除却費を追加し、25万円の増額を予定するものです。

続いて、3ページに移りまして、3項一般管理費は23万4,000円を増額し3,452万1,000円とするもので、3目手当から7目退職給与金までが給与改定等に伴う増額であります。

次に、4項営業雑費用では、1目受注工事原価より労務費振替額を9万4,000円減額し、688万8,000円とするものです。

また、5項営業外費用では、36万9,000円減額し792万8,000円とするもので、2目消費税及び地方消費税におきまして、ガス料金の値引きに伴う影響としてガス料金収入に係る仮受消費税を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出になります。

支出におきまして、1項建設改良費、1目導管より人事異動に伴い生じる労務費振替額9万5,000円を減額し、資本的支出の総額を9,040万2,000円とするものです。

ほかに6ページ、7ページにガス事業の経営状況を表す予定損益計算書、8、9ページに財政状況を表す予定貸借対照表、11ページに資金の流れを表す予定キャッシュ・フロー計算書、そして、4ページ、5ページに給与費明細書を添付してございますので、ご参照願います。

以上で、令和7年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第5号 令和7年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 2点質問があります。

歳入の総務費国庫補助金について、新しい地方経済・生活環境創生交付金589万6,000円について、この制度の概要とどの事業に財源が充てられていくのか、詳細を伺えればと思います。

2点目は、歳出の18ページのふれあいセンター維持管理事業の空調設備工事費1,622万円について、先ほどの説明で、関ふれあいセンターの空調設備の入替えということだったんですけれども、空調設備だけ考えるととても高額のように感じるんですが、なぜこのような金額で高額なのか、その理由と詳細を伺えればと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの宗島議員の質問にお答えします。

私のほうからは、歳入の部分についてお答えしたいと思います。

新しい地方経済・生活環境創生交付金というのがどういうものかということなんですけれども、これにつきまして国の交付金の名称が変わっておりまして、以前は地方創生交付金でありました。その後、デジタル田園都市国家構想交付金というものになりまして、今回国の交付金の統合とかメニューの変更がございまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金ということで名称が変わりまして、新年度予算計上後に国のほうからちょっとメニューが、かなり多くのメニューが示されまして、町単独事業で計上しておりました事業について補助金、歳入が充てられるものがないかということを探しまして、今回予算充当する事業につきましては、DMOの事業と保育業務支援システムの導入事業に充当させていただいております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ふれあいセンターの件についてお答えさせていただきます。

まず、ふれあいセンターですけれども、町民の健康増進を図る施設としまして、健康体操やカラオケサークル、また各種サークルなど、様々な町民の方に親しまれて、利用されている施設でございます。町内3か所にあるふれあいセンターの開設は平成15年4月でございます。現在22年経過しております。その関係で施設の老朽化がかなり進んでおりまして、空調設備につきましては、ここ数年、毎年修理と故障を繰り返しており、また古い設備のため、交換部品がなくなっているという深刻な問題も生じてきております。

いよいよ限界に来ているという状態でございます。ちなみに本年7月に参議院選挙の投票所に各ふれあいセンターになったんですが、こちら南白亀のふれあいセンターのほうがやはり空調のほうが当日故障しまして、猛暑の中ですので扇風機のほうを用意してもらったり、大変多くの方にご迷惑をおかけしてしまったという現状がございます。それで、今回、まず一番故障頻度の高い関ふれあいセンター、こちらの空調のほう修理したくて、今回補正予算のほうに計上させていただきました。

まず、空調設備の更新についてなんですけれども、現在ガスヒートポンプのガスヒートポンプエアコンのほう、3ふれあいセンター設置しているんですけれども、今回更新の工事となる関係で電気設備とちょっと比較のほうさしてもらいましたら、関係業者の方にお聞きしましたら、ガスの更新、設備工事になるという関係でガス管等まだ使える部分が多い。新しく電気工事設備のほうを設置すると、この1,600万と大変高額なんです。これ以上にかかってしまうというお答えいただきまして、まず第一にこの価格面からガスの更新工事のほうを行うことを決めたのが一つの理由でございます。

また、次に、町に町営ガスでございます。町営ガスを使用することは、ガス事業の販売につながります。また、電気料金と比較しますと、現在なんです。ガスの費用のほうが大変安価となっておりますので、ランニングコストのほうもかなり抑えられるということで、ガスのほうをまた採用した一つの理由です。

また、最後にですけれども、ふれあいセンター、指定避難所には登録されていないんですが、東日本大震災のときは3ふれあいセンターとも避難所としまして、大変多くの町民の方受け入れました。当時、停電が起きまして大変混乱いたしました。ガスは災害に非常に強いということで、停電時でも止まることがございまして、暖を取ること、また食材、炊き出しなど、食料を作るのにも大変重宝したという経験もございます。災害時に

強く、避難所にて活用できるという防災の面からも、ガス設備有益であると判断しまして、ガスの工事のほうをするに判断させていただきました。

以上の理由から、今回のガスヒートポンプの設備の更新を予算計上させていただきました。以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 歳入の件は了解しました。

もう一つ、ふれあいセンターの件で再質問があります。

空調設備工事、ガスヒートポンプ式のエアコンを入れるということで、新たに電気のやつを入れるよりは安価であって、またその後のランニングコスト的にも電気と比べれば安く済むということなんですけれども、もう一つ、電気じゃなくガスを選ぶ最大の決め手として、災害時の対応の話もされました。

実際、東日本大震災であったり、台風のときに各ふれあいセンター、避難所として開設されて、停電になっている中でガスコンロ等、施設が問題なく使える状態であったという重要な機能として働いているってことは分かるんですけれども、じゃなぜこれが一般財源のみで賄われているのか。今回、1,600万円が補助金とか活用されずに、町の独自、町の財源だけでこれ補正を組んでいるのはなぜかというのをちょっと気になっています。

その理由として、先ほど災害時に使う避難所としても機能しているのであれば、例えば災害対応で防災力充実・強化について補助金が該当しなかったのか。

それこそ、先ほど新しい地方経済・生活環境創生交付金のメニューの中に、地域防災緊急整備型というのがあって、これは安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会をつくるために、トイレ、キッチン、ベッド、風呂、迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善を進めることが必要ということで、避難所の生活環境をはじめ、防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透に向けた平時の利活用も含めて検討して、整備する先進的な取組を交付金により緊急的に支援するというのも書いてあるんですけれども、例えば僕は今回これを調べただけなんであれなんですけれども、こういうふうに町は補助金みたいのを調べてこなかったのか。一般財源に何でなったのかという、ちゃんとこれ調べてあるのかというのを、その理由を伺えればと思います。

もう1個、先ほども説明があったんですけれども、平成15年4月に開設されて22年がたつんですけれども、この故障、補修であったりとか、もう不具合がいろんな設備が老朽化してきている中で、まずはそもそも3か所のふれあいセンターの1年間の利用日数や実績ってど

れくらいなのか、この2点ちょっと伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 質問にお答えいたします。

まず、国等の補助金のほう、検討したかというご質問なんですけど、今回ちょっとそちらのほうは検討しなかったというのが率直な回答になります。ただ、その当時そういった補助金がざっくり調べたんですが、ちょっと該当なかったということもありまして、今回いろいろ出てきているようなので、今後間違いなく白潟・南白亀のふれあいセンター、次年度以降修理するような形になってきますので、そちら徹底的に補助金のほう調べまして、活用できるものは活用していくというふうにしていきたいと思います。

次に、ふれあいセンターの実績なんですけど、令和6年度の利用状況なんですけど、3ふれあいセンターの数ですが1万4,878人、1施設の1日平均13人の方が利用されている状況でございます。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも、もう開設して22年がたって、もう毎年故障や修理が出ているというのを分かっているのに、こういうふうに調べてこなかったというのはやっぱり問題だと思いますし、やっぱり限られた財源の中で一般財源1,600万も切り崩すというのはとても大きいことですので、ぜひ慎重に補正予算組んでもらえればと思います。

もう一つ、このふれあいセンターは1日13人利用しているというんですけども、やっぱりその一方で年間約1,400万円以上の維持管理費だったり、開設から約22年が経過し、建物及び各設備の経年劣化が進んでいることにより、今回のような多額の修繕費が発生しているので、施設自体の在り方が今後さらに過大になると思っています。やっぱり負の遺産に、これからなっていくはずですよ。

これらの課題に対応するために、ふれあいセンターをより多目的により多世代が利用できる魅力ある施設として在り方自体を見直していかなければいけないのかなど。今後、町長、今後大幅な利用者数の増加を見込むために、町としてはどのような策を考えているのか。そして、もう1点、施設利用促進策の提案などを幅広く調査して、今後の利活用の方向性を検討することを目的に、在り方とか検討チームを立ち上げて、多種多様な可能性を探るべきだと思うんですけども、見解を伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ただいまご質問のありました、それこそ介護施設建てたときは介護が始まった頃ということで、はっきり言って無料で3か所建てられたということの補助金を頂いて、22年前あのように始めたのがきっかけでありましたけれども、今、宗島議員が言われたとおり、それこそ22年たって経年劣化、建物なり、今回エアコンでお願いしているところありますけれども、それぞれ備品関係が傷んできているところは確かであります。

毎年、少しずつ修理をしているわけですがけれども、その全体枠として介護施設、要はふれあいセンターだけじゃなくて、町の公共施設として、今後の在り方、あるいはその使い方も含めて、今後そのような形で、町としてもただ単にあるから直していくよということじゃなくて、できれば統廃合とかそういうのを含めて今後の使い方、そういうのを含めてちょっと検討していきたいと思っておりますので、よろしくまたご協力をお願いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今回の宗島議員の関係のふれあいセンターの件ですがけれども、ガスヒーポンでいくということですがけれども、私として考えるのは、ふれあいセンター非常に平日といえば事務局、事務室が主軸だと思います。土日についてはいろいろな方々が利用されると思うんですが、基本的にガスヒーポンとかそういう設備ですと一体型だと思います。

こういう庁舎とかそういう形で、毎日人が業務をするようなところは一括の空調でもいいと思うんですが、逆にガスヒーポンの施設をそのままにして、新しく部屋ごとに電気の空調を入れる見積り等を取ったのかどうか。多分それのほうが相当安くなると思いますけれども、その辺はどういう検討をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまの大多和議員のご質問にお答えいたします。

まず、電気の関係の見積りのほう取ったかということなんですけれども、こちら町内の電気業者さんのほう、2か所ちょっと見積り作成の依頼をしましたんですが、見積り作成自体をお断りされてしまったといういきさつがございまして、今回電気の関係の見積りは取らずにガスヒートポンプの関係でちょっと進めさせてしまいました。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 私の経験からいくと、あの大きなエリアは多分三相の大型の空調機を2台置けば十分冷却暖房効果あると思うし、あとは事務室、あとは大きなところはないと

思います。

そうすると、要は今後の施設の更新等を考えても、部屋単独でやったほうが非常に安いです。そういうことを考えると、ちょっとこのガスヒートポンプというものに固定する必要はないのかな。多分ここまでの予算はかからないと思います。そうしますと、今後南白亀にしろ、白潟にしろ、そういうことも考えられていくと思いますので、できましたら再度見積り等を依頼して、やはり比較をすることが大事だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 今後、白潟・南白亀ふれあいセンターの更新工事の際は、今のご指摘のとおり、電気のほうも併せて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今の答弁からいくと、この補正の関係ですけれども、もう契約は進んでいるんですか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 契約のほう、これから入札のほう図る予定になっておりますので、契約等一切進んでおりません。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） そうしますと、今回これを無理に補正を通さずとも、今強いて言えば、まだどうにか使えるんですよね。ですから、早急に、逆に個別の空調設備をセット、一括じゃないです。一括の空調は、電気でも非常にコストかかりますから、個別の部屋ごとの空調的なものをやはり業者見積りを依頼して、再度それでもこのガスヒートポンプのほうがかコスト的に安いということであれば納得しますけれども、その辺を十分検討いただきたいなと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 要望ですか。

（いや、返事をと呼ぶ声あり）

健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、ガスヒートポンプ設置するに当たりまして、設計のほう業務委託しまして、もうそちらのほうで結構予算のほう使ってしまったいきさつがございます。ですので、今回の南白

亀のふれあいセンターにつきましては、ちょっとこのままガスヒートポンプのほうで更新のほう進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今、設計依頼ということ出ましたけれども、設計予算は幾らほど、いかがな金額ですか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 設計予算につきましては、90万円弱となります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 私としては、課長の考え方も、気持ち分かりますけれども、私としては再度設計確認、また見積り確認等していただきたいと思います。そういう中で、もうこれ以上話してもお互いあれになりますので、私の質問は終わります。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 一般会計補正予算について執行部から説明がありましたが、確認の意味で3点ほど質問いたします。

10ページに、広報発行事業の備品購入費という欄がございます。17万円ですが、これは何を購入するのか伺いたと思います。

2点目が、11ページ、自治体DX事業のSaaS利用料ですね。326万3,000円ですが、具体的な支払い先やそれから利用期間、職員の利用頻度に応じての利用料の設定なのか伺いたしたいと思います。

それから、3点目、これ最後ですけれども、40ページ、ここに会計年度任用職員の表ですが、昨年度と比べて14人の増加が見られます。約2割の人員増になっておりますが、なぜこんなに増えたのか。増員先の所属課、どんな事業が増えたのか。フルタイムとパートタイムの比率等について説明がいただければお願いしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの高山議員の一般質問にお答えいたします。

まず、10ページの広報発行事業の備品購入費ですが、これは広報で載せております表紙とかいろいろな写真撮影をしておりますが、そのカメラが経年劣化でちょっと大分調子が悪く

なっておりまして、そちらのカメラの購入をしたいということで計上させていただきました。

あと、また11ページのSaaS利用料なんですけれども、これ簡単に言いますとクラウドサービスを介したソフトウェアの利用料ということで、今年度役場職員が使っておりますサーバーの更改、更新の事業を予定しております。

そのサーバーの更改に合わせて、業務の効率化とか利便性の向上を図りたいために、マイクロソフト365とかそういったもののソフトを導入したいというふうに考えております。その利用料になります。これはライセンス利用料ですので、そのサービスの期間になりますので、リースというか毎年少しずつ払うような形になります。これは、業務の効率化とかそういったものの中で実施するものになります。

あと、それともう一つ、職員の業務改善をちょっと目的といたしまして、業務の棚卸しを今考えております。その業務の棚卸しをする上で、クラウド上でその仕事の内容とかを入れていくソフトのほうも導入も同時に計上させていただいております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 会計年度職員の人数の増加につきましては、これは主に保育所の先生の数が恒常的に足りない状況でした。そのために今回補正させていただいたということでございます。

それとパートタイムとフルタイムの比率ですけれども、大変申し訳ませんけれども、ちょっと今手持ち資料がありませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。このSaaSという言葉なんですけど、人工知能でしょうか。その辺の利用をこれから高めていきたいということでよろしいのでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人工知能、AIの導入は徐々にやっております、このSaaS利用料というのは、クラウド上で動くソフトを利用させていただく利用料のことをSaaSということで指しております、ちょっとAIとは違うんですけれども、ソフトウェアの利用料のことをちょっとS

a a Sということで、この次はちょっともう少し分かりやすいような表記にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

以上で質問終わります。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今の高山議員の質問に関連するんですが、今17万円でカメラを購入するというお話でしたが、随分高級なカメラだと思う。それは何ですか、ビデオカメラを買うということですか、それとも普通のカメラですか。それとそのカメラはどこが管理して、誰が使用するか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの大多和議員の質問にお答えいたします。

カメラは、ビデオではなくて一眼レフのカメラのデジタルカメラを予定しております。見積りを取ったところ、こういう金額になりましたので、メモリーと合わせて、一眼レフ、レンズも含めて購入しようとしております。

あと、そのカメラの管理は企画財政課の広報担当のほうで管理をいたしまして、それに資する事業とか内容で、他課の者が使用する場合は貸出しをして利用するようなイメージであります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 分かりましたが、しらこ広報の写真を撮るカメラですね。もうちょっと安価でもいいのかなと思うんですが、今後よく検討して購入してください。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算につ

いて質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について  
質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第20、一般質問を行います。

---

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

防災対策について質問を行っていきます。

災害は忘れた頃にやってくると言いますが、近年忘れる暇もないほどに全国各地で地震や豪雨などの自然災害が絶えず発生しています。自然災害から逃れることはできない中で、日頃の備えや災害時に必要となるのが津波・洪水ハザードマップかと思います。

ハザードマップについて、主な目的は、自然災害による被害を最小限に抑え、人々の安全を確保することです。自然災害、風水害、土砂災害、地震などは、被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置を表示した地図であり、私たち住民が地域の災害リスクを事前に可視化するものです。また、地域の災害リスクを示すことで、住民の防災意識を高め、事前の備えを促進する役割にもなっているかと思います。

このようなことから、防災には自分たちが暮らしている地域にどのような災害リスクがあるのかを一人一人が認識していくことが何より大切となります。その理解を深め、適切な避難行動につなげるための重要なツールとなるのがハザードマップです。

白子町では、令和6年3月に津波・洪水ハザードマップを改定し、町内の浸水想定区域、指定避難所、指定緊急避難場所等の情報が最新のものとなっています。ホームページ上でPDF化されたハザードマップがいつでも閲覧できる状態です。

これに地図機能を重ね合わせる必要があるかと思います。住所入力や現在地検索をすることで、津波、洪水、土砂災害の災害リスク情報を地図に重ねて表示されるので、より分かりやすく明確にどのような災害リスクがあるか確認できるようになります。また、スマートフォン等の位置情報を取得できる端末では、位置情報の取得により避難所等をクリックすると、現在地からの距離や経路が確認できる機能を追加すべきです。災害時、実際に目的地に行くまでは通常の道路状況ではないかもしれません。

また、白子町は観光客が多く訪れる町です。ハザードマップを所持していない観光客や日中の時間帯は携帯電話が大切な情報源になるかと思います。そのようなときに、今いる場所がどの程度の災害リスクがあるのか。安全な避難所までのルートを表示することで、適切に

より落ち着いた避難行動が取れる一助になります。

このようなことから、今あるハザードマップに地図機能を重ね合わせ、住所検索や位置情報の取得ができる機能を追加すべきだと思いますが、見解を伺います。

2点目として、緊急速報メールについて質問いたします。

緊急速報メールは、気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報、国・地方公共団体が配信する災害避難情報など、対象エリアに配信するサービスです。緊急速報メールは、回線混雑の影響を受けずに無料で受信することができます。

実際に7月30日、カムチャツカ半島でマグニチュード8.7を観測する地震があり、津波警報と注意報を発表し、避難指示が出されました。その際に、緊急速報メールが何度か出されました。午前8時38分の津波注意報による海岸付近の方への注意喚起、午前9時40分には津波警報により海岸付近の方は高台への避難の呼びかけ、午前10時17分には避難指示として海岸付近の方へ各学校の屋上や防災の丘、津波避難ビルへの避難の呼びかけがありました。

しかしながら、この緊急速報メールの内容を近隣市町村と比較すると、大網白里市では避難指示の際には大網白里アリーナや白里小学校等、開設中の避難所を具体的に明記し、メールを出されています。また、九十九里町では避難指示の対象地域を例えば真亀納屋地区というように地域名ごとに詳細に避難指示を出していました。

このように、近隣市町村と同じように避難所の開設場所や地域別の避難を明記し、緊急速報メールを出すことで、住民に伝わりやすく冷静な避難行動へとつながるかと思いますが、見解を伺います。

以上、2点について質問いたします。明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 宗島議員の質問にお答えします。

まず、津波・洪水ハザードマップのことでございますが、議員のご指摘のとおり、緊急時にスマートフォンを活用することで適切な避難行動を案内してくれるアイテムの導入というのは、防災・減災の観点から極めて有効だと思います。

今年の4月に県が導入した耳で聞くハザードマップというスマートフォン用のアプリケーションがございまして、そのアプリがまさに議員ご提案の機能を備えたものとなっております。町としては、このアプリの利用を促進できるよう、ひまわりメールやホームページで周知して普及に努めたいと思っております。

次に、津波注意報・警報の発表に伴う避難指示についてでございますが、緊急速報メールの配信内容に関する質問でございますが、町の情報伝達の仕組みとしましては、まず防災行政無線の端末操作に放送文を入力して、その放送文を緊急速報メール、また登録メール、またLINE、X、フェイスブック、そういうものの各手段により同時配信するようにしております。緊急時の情報発信においては、まず防災行政無線でどのようなメッセージを放送するかの検討を始めるのが主体となっております。

ご質問の7月30日の対応でございますが、その防災無線による避難指示の放送を最優先で検討する中で、津波警報に伴う避難指示を発出する際、最も悩んだのは、まさに議員のご指摘のとおり、避難地区対象をどのように示すかということでございます。

避難対象となる地区名を具体的に示すことも検討をしたところでございますが、そうしますと今回ですと海岸地区の主に13地区になってしまうのを読み上げることで放送文が長くなるということに加えて、同じ地区内でも3メートルの津波では被害が出ないようなところもあるエリアまで含んでしまうということも避難対象になってしまう場所も生じますので、また観光客等に地区名の理解が難しいのではないかと。また、さらに放送を聞き取れなかった人の不安を助長するのではないかとということが様々な懸念からです。当時の判断として、海岸付近ということで簡素な表現をさせていただきました。

近隣市町村の当時の対応を見ますと、避難地区を地区名でしました自治体のほか、〇〇道路より海側の地区といった表現もありましたので、それらを参考に最善の示し方を今後検討したいと考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございます。一問一答で、津波ハザードマップから質問していきたいと思えます。

答弁にもありました視覚に障害がある方などが、ハザードマップを目で見て確認することが難しい方向けの音声読み上げアプリ、耳で聞くハザードマップ、これUni-Voice Blindを使って、今、私が質問した現在地における災害リスクや気象情報、最寄りの指定緊急避難場所情報などを取得できるとのことでした。

では、このアプリの普及を町はどのようにして考えているのか。私も、今回一般質問を出して、初めて県が4月から始めたということを知って、本当にこの認知度ってまだ低いんですけれども、じゃこれの普及をどうやって町は行っていくのか伺えればと思えます。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 再質問にお答えいたします。

町長の答弁にありましたとおり、まずは広報紙、それからホームページ、そういうもので周知をさせていただきたいと思います。それから、防災訓練等、そういう場を通じてこのアプリの存在とそれから利用方法、これも周知していければというふうに思っております。

最近、このカムチャツカ半島の津波の影響によって、各団体からこの津波についての講演といますか、話を聞きたいということは結構来ています。例えば南白亀保育所の保護者会、それから民生委員の定例会、それから食と健康づくりの推進会の研修会、このようにいろんなところからお話を聞きたいという場がありますので、こういう場を通じてこのアプリの存在、利用方法等も含めまして周知していきたいと思えますし、また自主防災組織、それから福祉関係団体とも連携を図りながら、実際に操作体験的なものも設けながら安心して利用できる、開始できるように支援していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） もう1点、この耳で聞くハザードマップの機能として、音声コードのUni-Voiceというのが、専用スマートフォンのアプリや読み取り装置で読み取ることで、テキストの表示と音声の読み上げ機能が可能な機能で、印刷物に貼り付けることで、そのコードを貼り付けることで、視覚障害のある方だけでなく、小さい文字が見えづらい高齢者へも情報が届けることができる機能があると思うんですよ。

それを音声コードを、例えば福岡市では、特別定額給付金や新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ、国においてはねんきん定期便といった重要な通知などに活用して普及を進めています。

我が町も、この音声コード、Uni-Voiceを活用して取り組むべきかと思うんですが、見解を伺えればと思います。また、こういう担当課、いろいろあると思うんですけれども、Uni-Voiceのアプリのインストールの使い方や無料で説明だったり、サポートする体制も、この庁舎内全体で整えていくべきかと思うんですけれども、その見解を伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問ですけれども、それこそ宗島議員のおっしゃっていることは大変いい話でございますし、利用するに当たってはやはり関係団体とも連携を図りながら、またあるいは実際県とも連携を図りながら進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） もう一つ、緊急速報メール、7月30日のカムチャツカ半島を起因とする津波警報の対応について、町長の答弁ではあまり細かい地区と放送の関係で、読み上げが長くなってしまって混乱を来すということだったんですけれども、私とすれば今回あまりにも曖昧な情報だったからこそ混乱を招いたんじゃないかなと。やっぱり、僕たまたま九十九里地域にいて、地域別に緊急速報メールを私受け取ったときに、自分がいる地区をすごく詳しく分からないけれども電柱だったり、携帯の地図アプリで確認することは今幾らでもできるので、より分かりやすい情報を伝えることのほうが大切なのかなと思います。

その中で、もう一つ、7月30日、津波警報が発令された際の保育園の対応について伺えればと思います。津波警報が発令されて、マチコミメールでお迎えが可能な保護者には迎えの連絡が入って、園児は保育園で待機しているとの連絡が来ました。しかしながら、後日保育園待機という判断について、避難マニュアルと違った行動であったということの連絡があったんですけれども、なぜこのような判断に至ったのか。

夏休みでしたので小学校やっていませんでしたが、保育園や小学校がもし同じように今回の津波警報が発令されたとき、現場での判断が最重要かと思うんですけれども、町との連携や連絡は密に取れる体制になっているのか。そして、最終的に避難行動や判断は誰がどの基準で行うのか、いま一度再確認すべきだと思うんですけれども見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ただいまの質問でございますけれども、確かに白潟保育所の今回の件でございますが、その後に回覧板と申し上げますか、お知らせしたところありますが、当時の状況ですと海岸部分が津波警報、注意報・警報の町長からのお知らせでございましたので、町としては海岸線を避難指示ということで、さっきも話したので、地区名がどうのこうのといういろいろ長くなるということで、いろいろ検討した結果ああいう文章になったんですが、そのとき白潟保育所からも住民課、担当課ですけれども、に相談がありました。

どうしましたかといいますと、海岸付近でありましたので、実際には白潟保育所は区域外であったので、そんな中で結果的には待機のような形になってしまいました。じゃ、そこで何でそういうことが生じたかなということでありまして、保育所としてはこれは町の防災計画にのっかって、保育所の避難計画にあるんですけれども、そこは津波、地震直後、今回地震遠いんですけれども、津波警報が出たら直ちに避難すると。避難先は白潟小学校というこ

とになっております。

その場合、ライフジャケットを着用して、保護者と児童と一緒に白潟小学校に行くということでありましたが、今回、最初に話が戻りますけれども、避難指示が出したのは海岸線でありました。なもので、白潟小学校が対象外ということでありましたので、そこでちょっと保護者と町との意思のずれが生まれて、といいながら保護者にはマチコミメール等で迎えに来てくれというようなことも、いろいろ錯綜してしまったのは事実でございます。

そういうものがありましたので、実際保護者としてどうしたらいいのかと。また、保育所として、保護者から見た保育所として津波が来たら避難しろということであるのに、なぜ今回は待機なんだと。あるいは保護者に迎えに来てくれと。津波に、例えば茂原に住んでいるとか、そういう勤務地の方は白子の、要は津波のほうに向かってくるのかと。

そういういろいろな話もありまして、現状いろいろなことがあったんですけども、一つはこの炎天下、今回特にこの後、来年、再来年もそうでしょうか、夏場は酷暑になるということもあって、なかなか避難させるということが今年は難しかった。要は、そういう判断で実は待機ということにさせてもらいました。

ただ、じゃ夏場、今後また夏場が地震が津波がないかということは、そういうことはありませんので、また今後保育所と住民課、町の防災計画、そういうのを含めて、マニュアルをちょっと考えて改善をするということで検討しておりますので、今後そのような形で進めたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ありがとうございます。最後に要望して終わります。

ぜひとも今回の7月30日を教訓にして、より細かいところ、今回できなかったとか、保育所の対応とか、本当に暑い中で本当に皆さんが最善を尽くされているんですけども、結果的にそれが間違っていて。例えば私は迎えに行ってしまったので、それで2人とも、例えば保護者共々流されていたら何の意味もありませんので、冷静な対応として、小学校であったり保育所も、各その場所での町執行部との連絡を密に、そして体制が一緒に取れるようなものを取ってもらえればと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時です。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君の一般質問を許します。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

移住・定住推進事業における1といたしまして、若者マイホーム取得奨励金交付制度について伺いいたします。

消滅可能性自治体とされる白子町において、今後予想される少子高齢化や人口減少に歯止めをかけることは喫緊の課題であると考えます。

町外からの定住促進及び地域経済の活性化を目的として実施している若者マイホーム取得奨励金交付制度ですが、昨今の物価高騰による生活の困窮化、少子化、晩婚化の進行、単身世帯の増加など、多様な家庭形態が存在する現状においては、49歳以下の若者を対象とした条件に合致しない家庭も存在しています。

こうした現状を踏まえ、制度の対象条件、特に年齢や子供の有無といった点について見直しの余地があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2といたしまして、町長公約の住宅取得を支援する利子補給制度の創設について伺いいたします。

将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指すために、町長は、町外から定住促進策として、若者の住宅ローン利子補給制度の創設について考えを示されています。

本制度の施行時期や補助の具体的内容について、町長の見解をお願いいたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和議員の質問にお答えします。

まず、若者マイホーム取得奨励金交付制度についてでございますが、同制度につきましては、平成23年に事業を開始したところでございます。30年度には、対象年齢についてそれぞれ夫婦とも40歳以下という制限を、夫婦のいずれかが49歳以下、子供を有する世帯も交付するという事で、対象年齢の緩和をしたわけでございます。

近年、利用者の減少傾向にあることから、他の自治体の制度との比較検討を行い、少子高齢化が進む中で、若者世帯の定住促進を図るため、今年度から補助内容の拡充を実施いたしました。

拡充内容としましては、奨励金額を20万円から50万円に引き上げるとともに、町外からの転入者及び町内事業者を利用した場合の加算金をそれぞれ10万円から30万円に増額、さらに中古住宅の取得にも、新たに支援対象として30万円を交付するという事といたしました。

一方、年齢要件につきましては、本事業が国の交付金を活用していること並びに他の若者世帯向け支援制度における年齢要件も整合していることから、直ちに変更することは難しい状況です。

今後、関係機関などと十分に協議した上、見直しの可否について検討してまいります。

次に、住宅取得を支援する利子補給制度の創設についてでございますけれども、公約の少子化対策の一環として掲げました若者向け住宅ローンの利子補給制度につきましては、令和4年から令和6年にかけては変動金利、固定金利、フラット35、いずれも穏やかな上昇傾向が見られます。こうした金利上昇による負担を軽減するため、上昇分の一部を利子補給で賄うということも、選択肢として検討に含めつつ、今後の金利動向、そういうものを丁寧に見極めながら、制度の創設について検討してまいります。

あわせて、白子町における子育て世代や若者への総括的な支援体制の強化にも継続して取り組んでまいります。住まいの確保に加え、出産、子育て、就労、教育、地域コミュニティの充実などと連動させながら、切れ目のない支援となるような政策間の連携を図りながら、実効性の高い支援の実現を目指してまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 町長、答弁ありがとうございます。

それでは、若者マイホーム取得奨励金交付制度について再質問させていただきます。

まず、本事業における過去10年間の件数と交付総額等、直近の状況について、もしもお分かりであれば説明を願いたいと思います。

そしてまた、現在は、今説明もありました条件に合致すれば新築住宅には50万円、中古住宅には30万円、また、町外から転入された方には別個に30万円、また及び18歳未満の子供1人につき10万円が支給される制度ですが、他の自治体ではより高額で柔軟な支援を行っている例もあります。一例としては、群馬県の桐生市では、住宅取得価格の10%または200万のいずれか低い金額を上限として補助をしております。

こうした自治体の例も踏まえて、やはり町外から白子町に移りたいという、移住者が魅力ある制度と思われるように、今後白子町においても支給額の増額と条件緩和、これは仮の話ですけれども、決定の条件に合わなくても白子町へ定住を決めたい夫婦、条件から若干外れるんですけれどもそういう方についても、何か支え合えるような形で、この基準の何割かを支給するとか、そういう柔軟な対応を検討する考えがあるのかどうか、見解をお伺いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和議員の質問にお答えします。

それこそ議員からお話がありました、市町村に現在、若者定住、要は若者の年齢を取り払って制度を見直しているところも実はあります。

だもので、若者が子育て支援ということでやり始めたところではありますが、そういう町村もあるということで、参考事例として、移住・定住を目指すということで、白子町の人口を増加させるという制度のところも含んで、交付金、現在の若者マイホーム奨励金の制度設計を今後変える制度を含めて今後見直しを図っていくと、そういうようなことで今後進めたいなと思います。

あと、議員から話がありました利用者数とかについては、担当課長よりお答えさせます。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 大多和議員のご質問にお答えします。

本事業につきましては、過去10年間で合計118件の申請がございまして、交付総額につきましては4,730万円となっております。

最も利用が多かった令和7年度につきましては、年間24件、970万円を交付しているところでございます。

その一方で、直近の数年間につきましては、申請件数が1桁台にとどまる状況が続いてお

ります。

そういった状況を見た中で、令和7年度に、郡内の他市町村と比べても見劣りのしない、利用者にとって魅力のある制度となるように、制度の拡充を行ったところでございます。

私の回答は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今、まず町長のほうから、人口増加を含め見直しを図っていききたいというお話をいただきました。この辺につきましては、早急に、検討を進めていただければと思います。

また、再質問として、今の町長が検討したいという中の内容にも入ろうかと思えますけれども、まずもう一つ考えなくちゃいけないのは、今後白子町の中でも空き家対策が非常に重要な案件になってくると思えます。そういう中で、町外からの移住者が空き家または中古住宅を利活用する場合、これは居住環境の整備に当たっては多額な修繕費が必要になると思えます。これは新築住宅と同様の額がかかっていくのかなという、内容によっては思えます。

この辺を現在、町では、住宅リフォーム補助金制度、住宅20万、生け垣等は10万で合計30万の、マックス30万の補助事業はありますけれども、この制度では全然、やはり空き家対策とかそういう中での利活用は難しいかなと思えます。

ですから、こうした状況を踏まえて、やはり町外からの移住者による空き家中古住宅の利活用の修繕に向けた新たな補助制度の方針や今後の取組について、今後、先ほどお答えいただきました人口増加を含めた見直しの中にこういうものも含めていただけるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 大多和議員のご質問にお答えします。

本町では、空き家対策等を総合的、計画的に進めるために、白子町空家等対策計画を今月中に策定する予定でございます。同計画では、空き家の利活用を促進する観点から、中古住宅の需要拡大を図るために、リフォーム補助制度の拡充など、中古住宅取得時に活用できる補助制度の拡充を掲げております。

今後、本計画に基づきまして、十分な検討を重ねながら助成制度の一層の拡充を取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今、石井建設課長からもお答えがありました。

先ほどの町長の答弁の中にこのようなものを含めながら、早急にやはり若者が白子で住みたいというような、郡内と同じような状態であればなかなか難しいだろうな。ですからいすみ市なんかは移住者が移住者を呼ぶような体制をつくっていますので、やはり白子に住んでよかったな、それなりの助成等も受けられたなというものになるように、早急に方向を検討していただくことを、これは要望をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして次に、まず、再質問として、町長公約の住宅取得を支援する利子補給制度の創設、これについては、先ほども早急に検討していきたいという話でしたので、とにかく制度について、やはり負担減になるような検討を早急に進めていただきたいと。

そういう中で、これは要望ですけれども、先ほどお話ありました住まいの確保に加えて、やはり出産、子育て、就労、教育、地域コミュニティの充実など、とにかくいろいろなものを連動させて、切れ目のない支援となるよう、施策を早い中で取組をお願いしたいということで、これはあくまでも要望ですので、返答は結構でございます。

そういう制度を早急につくられることを要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で7番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、2番前田充浩君の一般質問を許します。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、地域生活支援事業について、2問質問いたします。

初めに、意思疎通支援事業について伺います。

9月23日は、手話の日であります。聞こえない、聞こえにくいと、日常生活に手話を使う聾者は、国内に少なくとも5万から6万人いると推計されております。2011年に改正された障害者基本法において、手話は言語であると明記されましたが、具体的な環境整備のための法律はありませんでした。そのため、当事者団体が法制定を求める運動を継続的に行われ、本年6月18日に、手話推進法が衆院本会議の中で全会一致で可決成立をいたしました。

そこで、本町で行われている意思疎通事業の現在の取組について伺います。

次に、手話奉仕員養成研修事業について伺います。

本町では、日常会話を行うために必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成するための研修が行われておりますが、過去3年間の実績と、第7期計画の見込みについて伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 前田議員の質問にお答えします。

まず、意思疎通支援事業についてでございますが、現在実施しております意思疎通事業については、町では、聴覚障害及び音声または言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者が、公的手続や病院受診など、手話通訳または要約筆記を必要とする場合は、手話通訳者または要約筆記者を無料で派遣し、聴覚障害者等と健聴者の意思の疎通を円滑にするとともに、聴覚障害者等の福祉増進と社会参加の促進を図ることを目的とした意思疎通事業支援事業を実施しております。

次に、手話奉仕員養成研修事業でございますが、手話奉仕員養成研修事業の実績等についてお答えをいたします。

長生郡市地域での手話奉仕員を養成するため、千葉県聴覚障害者協会主催の下、長生郡市7市町村の住民対象の手話通訳者養成講座が毎年開催をされております。

本町住民の過去3か年の実績でございますが、令和4年、5年、6年と参加者はありませんでした。また、第7期白子町障害福祉計画の見込みとしては、7年度から8年度までの間で3名の参加を見込んでおります。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

意思疎通支援事業について再質問させていただきます。

先ほど、本町で行われている意思疎通事業の現在の取組についてご答弁をいただきました。

手話通訳者派遣事業の実績として、令和3年が2人、令和4年が2人、令和5年が1人となっております。

地域支援事業の目的は、障害のある人が障害福祉サービス等を利用しながら、地域で自立した生活ができることにあります。今後、理念を継続的に継承していくためには、児童生徒

が手話で教育を受けられる機会をつくることも有効な取組であると考えます。

そこで、児童生徒が手話での教育を受けるための手話通訳者派遣についての見解を伺います。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、前田議員のご質問にお答えします。

児童生徒が、手話教育を受けるための手話通訳者講師の派遣につきましては、聴覚障害者協会から派遣いただくことは可能となっております。

講師の派遣に当たりまして、当然費用がかかるものですので、予算の確保が必要となります。

健康福祉課で現在行っている意思疎通支援事業は、障害者の方が事業対象者となりますけれども、児童生徒が対象となりますと、学校教育の一環としての手話教育として行うこととなりますので、教育委員会関係の事業となります。

教育委員会にて、手話教育を取り組んでいくのであれば、本課としてもでき得る範囲で連携協力して、町民及び児童生徒の手話施策を推進したいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 本年の11月に、本町で、2025世界デフサーフィン選手権が開催をされる予定であります。世界の聴覚障害サーファーが集まり、技術を競い合い、交流を深めることを目的に、デフスポーツの魅力を広め、社会参加の機会を広げるとともに、地域や他世代との触れ合いを通じて、誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブな社会を目指しております。

そこで、本町から手話通訳者を派遣することは、この大会の趣旨に合致し、有効な取組になると考えますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまのご質問にお答えします。

関係機関からの派遣要望がありましたら、手話通訳者の派遣についてはぜひご協力させていただきたいと思っております。

また、近隣に手話サークルの方々もいらっしゃいますので、ご要望等あればそちらのスタッフの方々にもご協力のほう等お願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

再質問になりますが、手話奉仕員養成研修事業について、再質問をさせていただきます。

先ほど、手話奉仕員を養成するための研修の過去3年間の実績と、第7期計画の見込みについてご答弁をいただきました。毎年の実績として、1人からゼロ人とのことでありました。

そこで、本町で把握されている聾者は何人おられるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えします。

まず聾者の方は、聴覚障害者のうち、補聴器などを使っても音声聞き取れないほど重い聴覚障害を持つ方でございます。

現在白子町で、聴覚障害の身体障害者手帳、こちらを所持されている方は41名いらっしゃいます。このうち聾者に該当いたします重い聴覚障害である手帳1級と2級、こちらを所持されている方は11名でございます。ですので本町の聾者の方の人数は現在11名ということになっていると思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

本年6月18日に成立した手話施策推進法では、手話の普及に向けた施策を国や自治体の責務であると明記をされております。あわせて施策に必要な財政措置を国に義務づけておりますので、今後、国からの支援策等も活用しながら、手話奉仕員を養成するための研修の周知と、さらなる講習者の充実が必要であると考えますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 手話奉仕者の養成と手話に関する施策の推進に関する法律が本年6月に国会で制定されましたことは、前田議員よりお話がありましたけれども、この法律に合わせまして、手話奉仕養成研修の周知、講習会の開催には、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

最後に要望になりますが、先月の27日、私、長生村の文化会館で手話講座へちょっと参加させていただきました。本当に白子町からも参加されている聾者の方々もたくさんいらっしゃって、もう本当に勉強になりました。これからはしっかり手話を、先ほど挨拶で手話をさせていただいたんですが、これからはしっかり学んでいながら、11月のデフのオリンピックに少しでも、今後とも障害のある方々が地域で安心をして自立した生活が送れるような、さらなる体制整備も必要かと思います。

あわせて、11月には世界から聴覚障害の方々が白子町に来られます。聴覚障害の方々が今後また白子町に来たいと思っていただけるような、万全の体制でお迎えをしていただけますように、最後に要望させていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で2番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

---

#### ◇ 高 山 隆 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） では、通告順に従い、4項目、6点について質問を行います。

1つ目、国際交流事業について、本日の町長の行政報告にもありましたが、質問させていただきます。

モンゴルとの姉妹都市締結を含む友好関係の構築について。

今年4月にモンゴルの在日全権大使が来庁し、また8月には緑川町長がモンゴル大使館を訪問したと聞いております。

グローバル化が進む現代において、地方自治体においても、国際交流は重要な施策の一つとなっています。本町は既に長野県小谷村と姉妹都市協定を結んでおりますが、海外との交流については、まだ本格的な取組に至っていません。

モンゴルは、広大な草原と豊かな自然を有する国であり、本町の海や温泉、テニスといった観光資源との相互補完関係が期待できます。また、教育分野や農業分野においても、両国の特色を生かした交流プログラムの可能性があります。

今後、モンゴル国内の市町村と白子町との姉妹都市締結など、交流友好関係を発展させて

いく考えがあるのか、町長の見解を伺います。

2点目として、町有財産の管理等について、旧アクア健康センターの今後の取扱いについて伺います。

旧白子荘及びアクア健康センターの処理状況についてですが、白子荘については解体工事が完了し、更地となりました。残置している旧アクア健康センターの建物についてですが、こちらは以前、既存建物のリノベーション工事を行い、再活用を進める構想が策定されたと承知しております。RVパークやスポーツ施設など隣接して整備し、本町の観光振興、交流人口、関係人口の増加に資する施設であったと思いますが、この構想の進捗状況を伺います。

3項目め、国民体育館の取扱いについて伺います。

著しい老朽化のため、使用中止になっている国民体育館ですが、現状のまま維持していくのは困難だと思われます。今後このことを考えると、取り壊してしまったほうが良いと思いますが、見解を伺います。

3項目め、教育問題について。

目の健康維持対策について。

真夏ということではありませんが、太陽光に含まれる紫外線が、屋外で学習やスポーツを行う児童生徒の目に悪影響を及ぼし、白内障の発症リスクが高まるという意見があります。海外ではよく知られていますが、国内でも一部の自治体でサングラスを児童生徒に着用させる事例が報告されています。

本町においては、児童生徒の目の健康維持を図るため、サングラスの利用、着用について検討しているのか伺います。

2項目、英語教育の充実強化について。

先般見てまいりました茨城県境町では、小中学校の英語教育にとっても熱心であり、学力的な成果が大きいことはもちろんのこと、子供の教育に関心の高い世代の転入にも好影響を及ぼしていると聞きました。

本町でも、英語教育のため、ALT、外国語指導助手の導入を行っていますが、境町と同様、もう一段対応を高め、英語教育の充実強化によるまちづくりを進めてみる考えがあるかどうか伺います。

最後に、スーパーマーケットの誘致について。

誘致施策の現状について、町長は選挙公約として、スーパーマーケットの誘致を上げられ、就任インタビューでは、誘致に向け、対策チームを立ち上げると明言されました。

しかし、就任から3か月が経過した現在、この対策チームは実際に設置されているのでしょうか。確かに食品スーパーハヤシ白子店の閉店以降、町民の買物環境は厳しい状況にあります。しかし、現在カスミの移動販売車、ウエルシアの白子店、ヤックスドラッグ白子店など、厳しい経営環境の中でも町民の利便性向上のため努力を重ねており、白子町民の雇用創出や地域経済への貢献を行っております。

町長が掲げたスーパー誘致について、石井前町長時代にも複数の事業者と交渉した経緯がありますが、今回の取組には何が異なるのでしょうか。

また、約束された対策チームの設置状況、体制、役割について具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、誘致に関わる町の公費支出の規模、財源の見直し、そして最も重要な点として、新たなスーパー誘致への公的支援が既存の民間事業者の営業を圧迫することにならないかという懸念について、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 高山議員の質問にお答えをいたします。

まず、国際交流事業についてでございますが、本年の4月24日に、モンゴル国駐日大使一行にご来庁をいただき、意見交換を実施しました。

私も行政報告でお知らせをいたしましたが、8月1日にモンゴル国大使館に出向きまして、大使並びに交流担当の方々と意見交換をまいりました。

国際交流を進めることで、白子町が豊かになるということは大変喜ばしいことだと思っております。私としましては、改めて交流がスタートすることになったきっかけを含めて、交流先となる町との風土や国民性、産業、観光など、お互いに有益となる事項等を確認した上で交流を進めていきたいと思っております。

まずは、私を含めてリモートにて交流を始め、今後どのような分野からどのように連携をしていくのか、大使館やモンゴル国、現地の方々などと様々な意見調整を行いながら、本町としても検討を十分に重ね、議員の皆さんをはじめ、町民の方々へ情報を共有しながら、徐々に友好関係が築けていけるような事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧アクア健康センターの今後の取扱いについてでございますが、アクア健康センター周辺の利活用につきましては、アクア健康センターを改修し、観光振興、交流人口等の増

加に資する施設として、利活用する方向で検討を進めておりましたが、町の財政状況を鑑みて、優先順位づけを行った上で利活用を図っていききたいなど、そのように考えております。それにつきましては、今後、関係機関と調整しながら検討させていただきたいと思っております。

次に国民体育館の取扱いでございますが、体育館につきましては、老朽化により使用を停止しておりますが、本町の財政状況を鑑みますと、体育館を新しく建設するという事は、現在は現実的ではないと考えております。

今後の小学校跡地利用の検討結果によりますが、統合小学校が開校した後、3小学校のいずれかの体育館を改修し、社会体育施設として活用することも検討の一つと考えております。

あわせて、社会福祉協議会や歴史民俗資料館が入っております公民館もどこかに移動させて、国民体育館と併せて解体工事を実施し、その跡地につきましては、今後利活用を検討していく考えでおります。

次の教育問題については、教育長より答弁をさせます。

最後にですが、スーパーマーケット誘致についてでございますけれども、スーパー誘致につきましては、前町長も十数社の事業者と交渉し、出店依頼をしてきたが出店に至らなかったというように伺っております。

私が公約に掲げました誘致対策チームにつきましては、現時点ではまだ立ち上げに至っておりませんが、まずは私自身が以前交渉された事業者の方と再度、今のところ話をして確認を取っているところでございます。引き続いて、ほかの施設、スーパー等を現地視察するなど実施しながら、誘致対策チームの準備を進めているところでございます。

ご質問のありました、ヤックス、ウエルシア、カスミの移動販売、そして地域の商店を含め、企業努力で食品を使っていることには、また、町民の生活を支えていただいていることにつきましては、本当に感謝を申し上げます。

新たなスーパーの誘致に関わる公費の支出につきましては、現時点では具体的にまだ定まっておられません。公費支出をする場合は、議員が抱えている懸念事業につきましては、十分検討の上進めてまいりたいと考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 初めての登壇ということで大変緊張しておりますが、誠心誠意答弁をさせていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

高山議員から教育問題について2つご質問いただきました。

最初のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、紫外線が皮膚だけでなく目にも悪影響を及ぼすこと、また、紫外線を長時間浴び続けることが白内障などの目の病気の発症につながる可能性があるということは、昨今メディア等でも報じられております。

また、目の健康については、文部科学省の通知では、タブレットやスマホ、ゲーム機器など、長い時間近くで見続けることによる近視のリスクをしており、子供たちが生涯にわたり良好な視力を維持するためには、正直に、近視の発症と進行を予防することが最重要としています。

学校でも、屋外で過ごす時間を増やしたり、長時間近いところを見る作業をする場合は、目を休める時間をつくったりして予防に努めているところです。

一方、紫外線における目の健康対策については、文部科学省から具体的な対策は示されていないため、現段階ではサングラスの着用は考えておりませんが、今後、国の動向に注視しつつ、状況により検討してまいります。

いま一つのご質問です。英語教育についてお答えします。

白子町教育大綱の5つの柱の一つに、グローバル化に対応できる人材の育成があります。

白子町では、郷土の歴史や文化に誇りと愛着心を持ちつつ、世界に視野を広げ、国際社会の中でコミュニケーション能力を高め、国際感覚を身につけた人材育成を目指しています。

そのための具体的な施策として、外国語指導助手事業と白子町中学生語学交流研修事業があります。

外国語指導助手事業では、各校に外国語指導助手を配置し、児童生徒に生きた英語を提供することで、英語教育の充実と国際理解の推進を図っております。

また、白子町中学生語学交流研修事業では、国内における語学交流研修を通して中学生の英語教育の充実を図り、次世代を担う国際性豊かな人材の育成を目指しております。

以上の意見が町の施策ですが、英語教育の根本は日々の学校での英語の授業であると考えます。授業内で児童生徒の学習意欲を高める工夫をしながら、効果的な英語教育を実践していただき、充実強化につながるよう、今後とも各小中学校の校長先生をはじめ、先生方をお願いしてまいります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 再質問をさせていただきます。

国際交流事業、国際交流、友好関係を進める考えがあるとのことですが、10月以降、具体

的に何をどう進めていくのか。また、あと1か月もすれば新年度予算編成が始まりますが、モンゴルにかかわらず、国際交流に関する予算を計上する考えがあるのかを伺います。

お願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ただいまの質問でございますけれども、それこそ国際交流事業といっても早速に本格的に進めていくというのは、一朝一夕になかなか進められるものではありませんので、形としてはスモールスタートと申しましょうか、ゆっくり進めていくということで、今後進めていく考えであります。また、それも先ほど申したように、どのような分野でどのような連携ができるか、そのようなことも検討を進めながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

あと、新年度予算の話が出ておりましたが、それこそ今回モンゴルでございますけれども、相互に連携事項を整理した上で、国際交流に必要な予算を計上していきたいと。実際どこまでできるかちょっと分かりませんが、予算計上はそのような形で考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

旧アクア健康管理センターの話の中で、この土地施設は国の所有であると聞いておりますが、今後の土地利用について、国との協議が進められているのか。また、周辺一帯が県の九十九里自然公園に指定されていますが、県との協議が進められているのか伺うとともに、アクア健康センターの建物は既に築35年余り経過していると思えます。速やかに方向性を決定し、再利用するか、解体撤去するのか、見解を伺いたいと思えます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ご質問のとおり、現在、隣の自然公園を含めて、県の自然公園の管轄下であり、旧白子荘、アクア健康センターの底地は国有地であることが分かっておりまして、この場所において進めるには、千葉県自然環境課や千葉県財務事務所、そういうところと調整を図っていかなくてはならないということでございます。

関係機関の協議につきましては、担当である企画財政課が先月中旬に、まずは、自然公園区域内ということで、県の自然保護課と協議を進めているところでございます。そのように連絡を聞いております。

先ほど回答をいたしました。アクア健康センターにつきましては、解体を含めた方向につきましても、検討を十分重ねて判断をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

スーパーマーケットの誘致について再質問させていただきます。

町長は公約の中で、直ちに対策チームを立ち上げ、行動を実施するような、そういう話がございましたが、まだ、準備を進めるということは、それは対策チームを立ち上げた中で準備を進めるという形が必要かと思うんですが、やはりこの対策チームというものを早急、直ちに実施、立ち上げてもらいたいと思いますが、その辺の見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それこそ、議員のおっしゃられたように、現在は私が前町長のスーパーを伺ったというところを聞きながら、もう一度確認をして、どのような形で話をしていたのか、会ったのか、そういうことをちょっと聞きながらしております。

全部が十数社あるというので、全部が全部ちょっとまだ当然回り切っておりませんが、全部を回るところも私の気持ちとしてはありませんので、何社か、もうやっているんですけども、そこでそろそろ、そろそろというのは早急に立ち上げるというところでありましたが、これから人選をしながら対策チームをつくっていききたいなど。そういうところで、結構今話を聞いている中で、いろいろ課題が確認ができたので、それを早速チームで検討してもらって、先に進めたいなど、そのように思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 前回のときに、直ちに立ち上げる話があったんですが、ここへ来てまた先延ばしするようなお考えが見えておりますので、できましたら、いつまでに立ち上げるというような明言ができましたら、ご回答願いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） まだ、人選につきましても1人、2人ぐらいの感じで私は候補者として上げている程度でありますので、これから、一応何人をめどにチームとしてつくるのか、10人、20人というチームは、そこまではつくりたくはないと思っていますけれども、一応人選しながら、対策チームのチームづくりをしていききたいなど思っております。

ですので、今から、例えば何月までつくるよというような回答はちょっとまだ先があるので、あるいは候補者を見つけて了解を取るところもまだ時間かかりますので、今のところまだ期限は切れないんですけども、それこそ早めにやって、公約の一つで、最重要課題の一つでありますので、それを早急に進めていくというところでご理解をいただければと思いま

す。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 大塚貴充君

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君の一般質問を許します。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 議席番号1番、大塚貴充でございます。一般質問に先立ちまして、太田和晴彦教育長就任に際し、祝意を申し上げます。おめでとうございます。

それでは、通告の順に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

1点目といたしまして、公共施設サッカー場の利用についてです。

本町はテニスのみならず、様々なスポーツ合宿に寄与して実を上げております。現況、国民体育館など、公共施設運動場の利用停止が続く中で、サッカー場に焦点を当ててみたいと思います。

サッカー場の利用を考えたときに、町内・町外の利用区分が発生いたします。これは白子町に限らずどの自治体においても、公共施設という性質上、町内を優先するというのは、住民サービスの観点から異を唱える余地はございません。変更すべきと思う点は、予約日であります。町外在住者のサッカー場の利用を考えたときに、現行利用日の1か月前から予約可

能になります。この1か月前からという条件を変更していただければ、町外在住者も白子町の天然芝のサッカー場を利用して、合宿が行える選択肢が広がるものではないかと思われま  
す。

ある意味、この1か月前からという条件がサッカー場の稼働率を妨げている要因であるこ  
とは否めません。町外在住者の合宿に寄与することはもちろんのことですが、サッカー場の  
稼働率を上げることにより、施設利用の徴収もさらに見込まれ、白子町にお金を落としてい  
ただくことで経済の活性化につながっていくものではないでしょうか。

町内のみならず、町外在住者の利用などより多くの方が利用できるよう、予約日の条件変  
更の考えはあるか伺います。

2点目といたしまして、観光資源の白子桜についてです。

時を遡れば、平成の初頭に先人の観光名所の開拓という志の下、桜の植樹が行われ、桜は  
地に根を張り、枝を増やし、きさらぎのみぎりに花を咲かせ、多くの人々を魅了し続けてい  
ます。この白子桜を銘打った白子町の一大イベントであるしらこ温泉桜祭りは、毎年多くの  
人の流れを生み経済効果を上げています。まさに先人の先見の明が功を奏した形となりまし  
た。

百聞は一見にしかずで、白子桜の樹勢を見渡しますと、大分衰えている樹木も見受けられ  
ます。白子町の観光資源の一つである白子桜を持続的に保つための取組として、町の考えを  
伺いたいと思いますが、ここ数年の樹木の管理状況とこれからの維持管理をどのように考え  
ているか伺います。

以上2点について、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大塚議員の質問にお答えいたします。

まず、公共施設サッカー場の利用についてでございますが、この件については、教育長よ  
り答弁をさせます。

次に、観光資源の白子桜についてでございますが、町内に多くの早咲きの桜、通称白子桜  
と言っておりますが、その管理についてのことですが、海岸付近の桜の植栽状況としては、  
県道30号線の沿線及び中里地区の保安林内遊歩道周辺に多く植栽をされております。

この地区の植栽の多くは、千葉県北部林業事務所所管の保安林敷地内であり、同事務所と  
協議して植栽と管理作業を行っております。桜の植栽につきましては、議員もお話のあった

とおり、30年以上前に中里地区の現在の温泉ホテル組合の方々が自らの土地に植栽をし、その後観光資源として構築すると。その後、町として協力して保安林の中に植栽を進めたと、そのように聞いております。

見たところ、ここ数年老木となり、樹勢が弱くなってきているものが見受けられることも事実であります。海岸の県道30号線沿いの桜が観光客に喜ばれているということについては、桜祭りを通して先人たちのアイデアが努力として実ったものだと、そのように思っております。

管理については、現在行っているのが桜周辺の雑草除去を行うことで、病虫害から守るといった管理を実施しております。以前は、地元自治会やボランティアの方々もおりましたが、高齢を理由にボランティアの方たちができなくなり、町の管理地が広がり負担も増えているのが現状であります。

町での管理も限界がありますので、温泉ホテル組合や地元住民が雑草管理を行っていただける地区もありますので、今後も町のシンボルとなる桜を維持できるよう、観光地美化事業に取り組んでまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 大塚議員からの祝意の表明に感謝をしつつ、ご質問にお答えいたします。

最初に、現状の白子町体育施設管理規則ですが、予約受付開始は町民が使用日の2か月前から、町外者は使用日の1か月前からと定められております。その理由は、本来、サッカー場等の体育施設は町民の利用に供する目的で設置されたものですので、町民が優先的に利用できるようなっているためです。

ただいま大塚議員からサッカー場の利用に関して、町外者の受付予約を早めることでホテル宿泊者の利用増加にもつながり、町にとってもメリットがあるので、予約開始日を変更できないかのご質問をいただきました。特に夏休み期間中等、平日は空いていることも散見されることもありますので、ホテルに宿泊される方、合宿等で白子町を訪れる方々が利用しやすいよう、予約受付日を早めに変更することは可能だと考えております。町外者への利用促進を図ることで町民に不利益が生じないよう、また町民が優先してサッカー場を使用できるような形は継続しつつ、サッカー場等の体育施設のさらなる有効活用を図ってまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ただいま緑川町長と太田和教育長にご答弁をいただきまして、誠にあ

りがとうございました。

1点目の公共施設サッカー場の利用条件についてのご質問でございますけれども、太田和  
教育長に非常に前向きなお考えで取り組んでいただけるということをしていただきまして、私も  
大変安堵しております。

要望といたしますけれども、近隣の自治体に目を向けますと、やはり3か月前あるいは2  
か月前から、その町外の方の予約が可能になっております。白子町の現行は1か月前でござ  
いますけれども、1か月と申しますと、やはり合宿のプランを立てる側から申しますと、非常  
に無理があると。そうなりますと、先ほど私は登壇させていただいたときに述べましたけれ  
ども、やはりこの白子町の施設を使うことができず、よその体育施設を使うという状況にな  
ります。

ちりも積もれば山となるということがございますけれども、1時間の、例えば白子町の  
サッカー場を使っていただく利用料、僅かな金額かもしれませんが、しかしながらそれが1  
時間、2時間、3時間、3日、4日と続けば、それ相応の金額になり、例えば石灰など備品  
購入など、こういう部分に充てている部分があると思います。

先ほど太田和教育長も申し上げましたけれども、空きの日が見受けられると。ぜひとも町  
外者にも門戸を開いていただくべく、この1か月という壁を取っ払っていただきたいなど、  
このようにお願い申し上げます。

そして、2点目の緑川町長のご答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

白子桜、たかが1輪の桜ではございません。されど1輪の白子桜なのであります。咲き乱  
れんばかりの白子桜の景観、その白子桜に酔いしれるべく訪れる人の波、これぞしらか温泉  
桜祭りの真髄なり、観光名所として礎を築かれた先人の先見の明に感謝をするとともに、思  
いをはせて私は緑川町長に直球の質問をさせていただきたいと思っております。

当面、中里かいわいのみならず、幸治から浜宿までの少なくとも県道30号線沿いの白子桜  
並木の景観の維持管理や、あるいは先ほど町長も申し上げられておりましたけれども、樹勢  
が衰えていて枯れかけている木もあると。こういう木はやはり見立てがあまりよろしくない  
ので、新たな植樹を試みるなど、この白子町の観光資源である白子桜のために手厚い予算計  
上をしていただきたいと申し上げます。

賛否両論あってはしかり、しかしながら白子町の観光振興への一つとして、予算計上を要望  
するものであります。一刀両断のお答えをさせていただきたいと思っております。緑川町長、いかがです  
か。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大塚議員から力強い何か応援をいただきまして、ありがとうございます。それこそ桜祭り、2月から3月にかけて白子町も残っていたイベントの一つとして現在行っております。

議員から話がありました県道30号線、中里地区の周辺、幸治・中里ですね。そことあと、牛込と浜宿の辺は結構樹勢もまだまだいいかなと思っております。ただ、私も走ってみたところ、南白亀川の北側がちょっと樹勢が衰えているというか、育ってないところが数十本散見されました。そこも話を聞くと、何かもともと土壌が悪いというところで、要は育ちが悪いんだということは聞いておりましたので、そういうところをまた私の公約の一つであります四季を彩るということで、白子町を明るくきれいにしようというところの一つでありますので、今度は桜並木も検討していきたいというふうに思っております。

美しいまちづくりと今議員から話ありました環境整備、そういうものを含めて、植栽と保護、そういうものを今後とも検討していきたいなと思いますので、またよろしく、足りない点があればご支援いただければと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 緑川町長におかれましては、私の再質問にお答えいただきましてありがとうございます。

今の町長のご答弁を伺っておりますと、私は手厚い予算をつけてくださるのかなという前向きな、いいほうで私は捉えておりますけれども、そのような受け止め方でよろしいでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 私も先ほど申したとおり、公約の一つで美しいまちづくりということで、草花あるいは四季を彩るということでありますので、その一つとして春の桜も中に入れておりますので、ぜひそれは前向きに検討したいなと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） それでは、最後に要望とさせていただきます。

町長の決断に私は敬意を表します。二元代表制の下、町長執行部と議会はまちづくりにおける車の両輪であるというゆえんが、今私は体得できたように思っております。議会人として、浅学寡聞の身ではございますけれども、今後も白子町のまちづくりのために建設的な対

話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、1番大塚貴充君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 大多和 正之 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、3点一般質問を行います。

まず、1点目のスクールゾーンの設置について伺います。

子供たちの安全な通学路に必要な取組として、歩道の整備やガードレールの設置など、スクールゾーンの設置に伴うハード面の対策が要求されています。加えて、ソフト面では安全マップの作成、活用が求められています。今年の1月に白潟小学校3年生が防災シートとともに危険箇所の情報を把握した安全マップを作り、状況がホームページにも掲載されておりますが、通学路の安全確保に関する取組の方針として、平成27年3月に策定され、平成30年4月から更新されていない白子町通学路安全プログラムによると、継続的に通学路の安全を確保するため点検対策を継続し、その効果の把握により改善充実を行うとしております。

これらの取組をPDCAサイクルとし、通学路の安全性の向上を図るとしてはありますが、スクールゾーンによる交通規制への取組について伺います。

続きまして、2点目の夏場の避難所運営の考えについて伺います。

暦の上では秋を迎えていますが、激しい残暑が続いておりますが、近年、台風や大雨に加え、白子町の避難所には空調設備の整った3つのふれあいセンターに加え、空調設備が未整備な小中学校体育館があります。長期避難の際にも、町民の命と健康を守り、安全・安心に生活ができる場として整備する必要があると思います。

また、文部省が6月に公表したデータでは、公立学校の体育館における空調整備の設置状況は、22.7%にとどまっている状況であります。東京都では92.5%もの設置率を有しております。千葉県では27.3%が整備され、長生郡内では長柄町が100%の整備状況でありました。

そこで、避難所とする体育館の収容人数の状況にもよりますが、夏場には35度を超える場

合も考えられ、近年の熱中症対策の観点からも、非常時にも運転可能な体育館への空調設備を整備していく必要があると思いますが、町としての考えを伺います。

続きまして、3点目の騒音、ごみ、迷惑駐車などの対策について伺います。

海水浴などのレジャー機会が増加する夏の間は、個人的にも開放的になる傾向にあり、白子町へも近年、一般の住宅を活用し手軽に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊施設が増加しているところであり、利用者も多くなっていると伺っております。

利用者は、季節的にも開放感から、民泊周辺の生活環境への配慮に欠けた場合には、近隣住民との騒音やごみ処理などの迷惑の状況が続いています。以前にも、宗島議員が迷惑行為に関する質問をした際には、所有者と利用者が違うことから、注意喚起が行き届かずとのことでした。その後の認識、改善策の状況を伺います。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和議員の質問にお答えいたします。

まず、保育園、小中学校付近の道路環境についてでございますが、通学路の安全の確保につきましては、スクールゾーンによる交通規制の実施、ガードレールなどの交通安全施設の整備、交通指導員や学校安全パトロール員の配置、学校安全マップの作成、運転者への啓発など、ハード・ソフトの両面から行う必要があると考えております。

スクールゾーンによる交通規制の実施については、関係機関や地域住民の方々などの調整が不可欠であります。

今後、小中学校に通学路の安全点検調査を指示し、その調査結果を踏まえ、関係機関による調整会議を開催し、どのような施策を講じるべきか、通学路や各保育所、小中学校周辺の安全確保の取組方針を確認してまいります。交通事故から園児、児童生徒を守るために、安全点検及び安全対策に全力で取り組んでまいります。

次に、避難所の環境についてでございますが、夏場の避難所運営については、熱中症リスクの対策や環境、健康、衛生、支援体制の総合的な配慮が必要になります。町としては、国から示されている避難所運営指針等の内容を踏まえ、夏季特有の課題に対応する運用体制を整備していきたいと考えております。

避難所として利用される小中学校の体育館へのエアコン設備については、重要な検討課題だと認識をしております。小学校統合に関する協議と併せて設置を進めていきたいと考えて

おり、国の補助金、交付金等を活用して整備していきたいと思ひます。

しかしながら、全ての施設に整備するには多額の費用が見込まれます。順位づけをして設置を進めていきたいと考えております。

次に、民泊施設の周辺環境についてですが、町ではご質問のとおり民泊や貸別荘等の増加に伴い、深夜の騒音、ごみの不適切な排出などといった問題が一部地域で発生していることは認識をしております。

現在のところ、悪質な利用者による問題については、民泊事業者を営む事業者への注意、夜間であれば警察への通報など、実効性のある対策を講じています。

今後も引き続き民泊を営む事業者に対し、近隣の住民生活へ配慮を求める事業実施を心がけていただくよう働きかけをしてまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再質問いたします。

スクールゾーン設置についてですが、スクールゾーンによる交通規制の実施については、警察が所管となっていると思ひます。答弁にもありましたとおり、関係機関や地域住民の方々などの調整が必要です。時間がかかることだと思ひます。小学校が統合されれば、新たに通学する児童生徒が増えると思ひますので、小学校の統合と併せてスクールゾーンの設置について進めていただきたいと思ひます。

中学校の前の道路については、現状でも見通しが悪く危険な状態だと思ひます。スクールゾーンの設置前に、町として安全対策をする考えがあるか伺ひます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 今、大多和議員からご質問のありました中学校の南側と申しましうか、あのカーブでございますが、ご指摘の町道につきましては、カーブによりなかなか見通しの悪いところがございますので、ドライバーに通学路であるということを注意喚起など、視覚的に注意させて速度を抑制する、そのような路面標示などを設置して実施していきたいと、そのように思ひます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今町長から交通対策というか路面表示とか様々な対策をしていただけということでしたが、それは今年度中に行うということですよ。今年度中に行うということに理解してよろしいですか。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 今年度中に整備するよういたします。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、2点目の夏場の避難ということで再質問いたしますが、実際に7月30日には津波警報により避難指示が出たところであります。避難状況に応じた問題点や、浮き彫りなどとなった課題とその対応はどうだったのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ご質問のありました避難所対応でございますが、緊急避難場所ということで、7月30日に行われました津波の警報に伴うことでございます。

それに伴って、はっきり言って課題がいろいろ浮かんできました。宗島議員から話があったように、保育所の避難の方法、それも防災計画に合った、あるいは保育所で定めたのと現状はちょっとマッチしなかったということもありますし、今回、防災の丘を、特に白濁でしたけれども、避難した方がこの暑い中避難して、実際日陰がないというのが当たり前のように分かりました。そういうのも含めて今後、そのような形でいろいろと現状は見たところでございます。

津波ですので、高いところに避難しようというところは当たり前ですし、町のほうでもそのように防災計画で指示しているところがございますが、何分先ほど言ったとおり、防災の丘に避難しても、その直射日光を遮る、そういうテント類、そういうものも実際なかったのでありまして、今後、それは対応を検討していきたいなと思っています。

また今後、そのようなことをいろいろと対応していくために多くの方々の協力も不可欠となってきます。また、日頃から暑さ対策の傾向も啓発を含め、非常時には自治体やら学校、事業者が連携して避難所の運営に協力していただけると、そういうことも含めて今後体制づくりをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それこそ災害は本当いつ起こるか分からないので、季節も選ばないので、白子町に合った防災計画の見直しを早期に進めていただきたいと思えます。

そして最後の質問ですが、令和5年第4回の定例会において、宗島議員が質問した際に、当局は早い機会での条例制定を、また民泊に適した内容での条例制定に当たり、観光地の魅力を損なうことのないように、観光関係課など関係する団体と協議を行い、本町に即したルールを含め検討するとのことでした。

民泊利用者による迷惑行為の影響を受けた町民から、白子町の迷惑防止条例はどうなっているのと声を耳にします。そこで、迷惑防止条例に関する協議・検討の進捗状況について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、お答えいたします。

迷惑防止条例なんですけれども、近隣の一宮町さんが令和5年12月に条例を制定して、新聞等で話題になったということは記憶に新しいところでございます。令和5年第4回の白子町定例会終了後、一宮町ではヒアリング、茂原警察署生活安全課に協議のほうは実施いたしました。その結果については、一宮町の条例では明確な罰則規定がないということで、条例自体うまく機能していないという実態が把握できました。

また、茂原警察署との協議をした中で警察署の考えとしましては、人を罰する規定は当然慎重になると。一つ例を挙げますと、千葉県にあります迷惑防止条例、こちらの条例を制定するのに県警から専属の人員を県に派遣して、2年ほど協議をしたということを知りました。

千葉県のホームページに公表されております民泊施設の登録数でいいますと、今現在本町では13件、一宮町では64件という、置かれている状況もちょっと違いますので、安易に白子町で条例制定をつくって、逆に混乱を招いてしまうということは絶対してはいけないという判断を取りあえずのところ、しております。

しかしながら、議員がおっしゃっているような、町民の不安視している声が上がっていることも承知しておりますので、今後も他の先進的な自治体の事例とかそういったものも引き続き調査をしまして、本町に即したルールの方策に向けての協議は継続していくという方向で考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、今の迷惑防止条例の進捗状況については確認いたしました。しかし、民泊施設が例えば古所地区では何か今協議が進められている。もう一つは中里では、まだ民泊になっていない。民泊を今工事している業者が相当近所にご迷惑をおかけしているというような状況があるので、なるべくそういうところにも、条例がないんですが、町ができる限り中に入って近隣住民と施工業者のトラブルがないようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は16時といたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番市川隆子です。通告順によりまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、国保についてです。

1点目は、マイナ保険証の利用や申請の状況について伺います。

2024年12月2日、国は健康保険証とマイナ保険証への一本化に向けて、従来の健康保険証の新規発行を停止しました。マイナンバーカードをつくるのも、マイナ保険証として登録することも、保険証として利用するのも任意のほうです。しかし、国はマイナ保険証への一本化を強く勧めています。一本化といえば、様々な手続が一つになり効率化されるように思えますが、実態はどうでしょうか。

保険証の廃止以降、医療機関の窓口で患者の保険情報を確認する保険証は、期限切れとなる保険証の暫定的な運用も含めれば、9種類もあります。マイナ保険証で3種類、これはマイナンバーカード、顔認証マイナンバーカード、顔写真なしのマイナンバーカード、そして資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルのPDF、被保険者資格申立書、スマートフォン、これは9月の中旬頃から順次使えるということです。最後に、従来の健康保険証です。こんなに多くの種類の保険証、証明書は今までですと、保険証一枚あれば不要だった

ものばかりで、事務手続が効率化するどころか、より煩雑になっているようにしか思えません。

こうした状況の中で、現在の町での保険証の利用や申請の状況について伺います。

2点目は、滞納への対応です。

マイナ保険証への一本化を進める中で、従来の保険証が廃止されたことにより、事情があり保険料を滞納してしまった世帯に対しては、短期証などの発行をしてきましたが、今は窓口で医療費を一旦10割負担し、その後で町の窓口で7割あるいは8割の保険給付分の支払いを受ける特別療養費に変更されたそうですが、町の滞納世帯への対応について伺います。

2番目は、高齢者支援についてです。

難聴高齢者に対する支援について伺います。

私は、過去何度か加齢性難聴の方への支援を質問してきました。高齢になり、難聴になると、いろいろな場面でのコミュニケーションが取れなくなります。その結果、家族とも会話が少なくなり外出も控えるようになり、鬱病や認知症の原因にもなると言われています。

さらには、災害時の防災無線も聞こえない状況では、避難が遅れますし、外出した場合、交通事故も心配です。ある高齢者の方は、補聴器は高いからと集音器を使っていたようで、聞こえないからと、今は使用していないようです。難聴だと自覚があっても、補聴器を使用している方はとても低いように思われます。

補聴器は片耳分でも数十万円ととても高額で、両耳使用の場合は、保険適用外のため、全額自己負担です。これを年金生活で負担するのは大変です。県内でも2025年現在、補聴器購入助成自治体が18市町村に広がり、隣の長生村でも今年度から助成事業を開始しました。町でも、高齢者が家族や友人とコミュニケーションが取れるよう、補聴器の購入に補助するなど、難聴高齢者への支援を実施する考えがないか伺います。

3番目は、首都圏CCS事業についてです。

Carbon dioxide Capture Storage、ご存じのようにCCSとは二酸化炭素回収・貯留事業のことです。国が脱炭素の切り札として進めようとしているのが発電所や石油精製所などから排出される二酸化炭素を回収、輸送して地中に貯留する技術ですが、CCSは世界的に見ても成功例や実施例が少なく、技術的な困難も伴うと言われています。

しかし、国は2030年までにCCS事業を本格始動させるとしています。首都圏CCS事業は、内房側の工業地帯の工場などから排出された二酸化炭素を内房から茂原市、白子町、大網白里市、九十九里町までパイプラインで運び、九十九里沖の海底に貯留するものです。

国は、先進的CCS事業として9案件を選定し、集中的に支援を行うとしていますが、アメリカではパイプラインの破断で、高濃度のCO<sub>2</sub>が漏れ、多数の住民が病院に運ばれる事故も起きています。地震などで漏れないように長期の管理も必要です。海底深くにCO<sub>2</sub>を圧入すること自体、環境に大きな負荷を与えるもので、地震誘発のリスクも指摘されていますが、環境アセスメントの対象外となっています。事業化を優先して、住民の命、周辺への環境、将来世代への影響に関わる安全規制を後退させないようにしなければなりません。

このCCS事業は、町議会としても説明は受けていますが、私自身はなぜ安全性は、という疑問だけが残っていました。しかし、この事業は2030年の事業開始を目指すとされていますが、既に内房側から始まり、茂原市までは住民説明会が終了しています。町では、この事業に対し、どの程度把握しているのか伺います。

4番目は、空き家、空き地への対応です。

町では、空き家等の調査を進めていると思いますが、町内には宅地分譲された土地や建物、あるいは分譲地以外の宅地や建物なども住民が住まなくなり、管理されていないところは荒れているところも見受けられます。管理されていない土地は木が大きくなり、葛等のつるも伸び放題になっています。このような状況が続いていると、ごみを捨てられたり、通行への妨げにもなりますし、近所への迷惑にもなってしまいます。

このように適切に管理されていない空き家や宅地に対し、町はどのように対応しているのか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 市川議員の質問にお答えいたします。

まず、マイナ保険証の利用や申請の状況についてでございますが、令和7年6月末時点において、本町のマイナ保険証の登録者数は国民健康保険が1,917人、登録率69.4%で、後期高齢者医療保険が1,768人、登録率71.7%となっております。利用状況につきましては、国民健康保険が1,709件、利用率42.7%、後期高齢者医療保険が1,525件、利用率28.1%となっております。昨年の同時期と比較しますと、マイナ保険証の登録者数、利用件数ともに増加をしております。

次に、滞納者対応についてですが、ご承知のとおりマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、短期被保険者証の廃止、または特別療養費の支給等、大きな改正がありました

が、今後も滞納世帯主等に納付勧奨の通知を送付するとともに、納付相談等により、接触の機会を積極的に確保し、適切に対応していきたいと思っております。

次に、難聴高齢者に対する支援についてですが、議員もお話があったとおり、現在、千葉県では18市町村が補聴器補助制度を実施しており、長生管内では長生村のみ実施している状況であります。

補聴器助成につきましては、国・県での助成制度はなく、町単費での助成となることから、現段階で町単独での補聴器の購入費助成は考えてはおりません。しかしながら、難聴を含めまして、加齢により身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことにつきましては、国や県の動向を見極めながら、今後検討していく必要があると考えております。

なお、難聴を含む身体障害者手帳の聴覚障害6級以上の方の場合は、障害者総合支援法に定めた補装具費支給制度において、補聴器購入費用の一部を支給しております。

次に、首都圏CCS事業についてですが、令和6年11月27日に役場職員を対象に調査会社である株式会社インペックスより説明会が実施されました。説明概要として、日本製鉄東日本製鉄所君津地区及び京葉臨海工業地帯の複数産業から排出されるCO<sub>2</sub>を、地下パイプラインで輸送し、九十九里海岸沖の地中深くに貯留する事業を本年2025年から2026年の2年間で調査をし、事業の実施が可能であれば、2027年から2030年までに事業を開始できるように環境整備をすると閣議決定された趣旨の説明でした。これは2050年カーボンニュートラルに向けての国家政策であることと認識しております。

本町が依頼された事項としては、この2年間の道路縮図調査立会いと自然環境に係るヒアリングの実施です。また、本事業計画予定の地下パイプライン沿線上の住民説明会が今月28日と来月2日の2回実施されるとの報告を受けております。

次に、空き家、空き地への対応についてでございますが、町では通行に支障となる樹木等について、日頃から道路パトロールや町民の方々からのご相談を基に現地確認を行い、所有者に対し、樹木の伐採と定期的な管理のお願いを行っております。

また、空き家等の管理について相談があった場合、建設課が総合窓口として対応しております。寄せられた内容に応じて、町内関係部署の総務課、環境課及び北消防署等と連携・協力し、現地調査や所有者の調査を行い、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適正な管理を促す文書を情報提供助言という形で通知しております。

続きまして、空き地における雑木・雑草の繁茂など、適正に管理されていない問題については、住民の皆様より多くの声をいただいております。環境課が窓口として対応しております。

町では、雑草などの繁茂による環境悪化の申出があった場合、白子町環境美化推進に関する条例の第9条に基づき、所有者、管理者を特定し、関係機関、関係各課連携を取りながら、空き家での対応と同様に適正な管理を促す文書を指導という形で通知しております。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、国保、マイナ保険証のことなんですが、今の町長の答弁ですと、国保のマイナ保険証の利用率増えてきているということなんですが、先月も、私ちょっと医療機関にかかりまして30分ほど窓口で待っていたんですが、その間に20人ぐらいの方が受付をしておりました。そのときに、マイナ保険証を見ておりましたら、マイナ保険証を使用したのは2人だけでした。

そのお二人とも暗証番号を2回間違え、受付の方にそれ以上間違えるとロックがかかりますよと注意されたり、それから顔認証に切り替えたんですけども、顔認証もなかなかうまく画面の中に入らず、何か何回かやり直してようやく受付ができたというような状況の方がおられました。その間に後期高齢者の方でしょうね、保険証を、あと資格確認書なのか分かりませんが、出して、5人ほどの方が先にさっささっさともう受付を済ませてしまったという状況がありました。

それを見ている限りでは、町の先ほどの答弁とは別として、なかなかマイナ保険証は、特に高齢者に至っては使いづらいというような、ちょっと私も印象を受けました。

国保は今年の7月末でこの有効期間が終了となりまして、マイナ保険証の人には資格情報のお知らせ、そして従来の健康保険証だった方には資格確認書というのが送られているわけですが、資格確認書は従来の健康保険証と同じで、窓口に出すだけで受付できるわけですが、マイナ保険証は、カードリーダーの不具合などがあるときに備えて、薄い、こういう紙ですね、紙の端を切ったものを常に持ち歩いて、カードリーダーが不具合のときに備えて資格情報のお知らせというのを常にマイナ保険証と一緒に持って歩かなければいけないという、それを持って歩いてないと、受付ができないという可能性もあるということです。

本人確認ができない場合ですと、窓口で一旦10割負担しなければならないというふうに言われていますが、この点についてはどうなのでしょう。

それから、マイナ保険証の利用率も今町で40%ちょっとですから、それほどは上がっていない。そして何よりも窓口の受付で手間取るようになったということで、厚労省は対応策として来年3月までは期限切れの保険証でも、被保険者番号から資格を確認できれば、今まで

どおりに受診できるそうですが、これはあまり周知されていないように思います。

それから、資格情報のお知らせも同様だというふうに聞いておりますが、町はこれに対してどのような対応をしているのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） まず、資格情報のお知らせについてということだったかと思えますけれども、資格情報のお知らせにつきましては、うちのほうではA4のコピー用紙で、それで非常に紙ベースで破れやすく、所持するのも大変かなと思っております。

そのような関係で破損したり所持していなかった場合には、医療機関で提示できないときがあるかと思えます。資格情報のお知らせにつきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認でエラーが出た場合、また機械が使えないときなどの医療機関側が本人の資格状況を確認するための資格情報のお知らせを求めると想定しております。

資格情報のお知らせが提示できない、持っていない方につきましては、国から幾つかの方法が示されております。例えばマイナポータルで資格情報をダウンロードした画面を提示する、最新の場合につきましては、医療機関等で資格確認に必要な情報を把握していれば、職員が口頭で確認する。また、初診の場合は被保険者資格申立書を記入するなどということを示されておりますので、そういった対応をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 窓口でそういう場合に10割負担しなきゃいけないのかどうか。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 今は言ったとおり、10割負担をしなくても確認はできると思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 資格情報のお知らせ、薄い紙っぺらですから、その小さいものを持って歩く、私の知り合いの人が土建業をやっていて、そんなものをマイナ保険証と一緒に持って歩いていたら、汗でぬれてぐちゃぐちゃになってしまうというようなことを言っておりましたが、このように現時点では効率化というよりも、そのようにいろいろなものを持っていかなきゃいけない、あるいは受付ができなかった場合にはいろいろな手続をしなきゃいけないということで、より煩雑になってしまっているというように思えてなりません。

東京の世田谷区と渋谷区はマイナ保険証所有の有無にかかわらず、国保加入の全ての世帯に資格確認書を交付するという事です。町でも今この煩雑になってしまっている状況が落ち着くまででも、国保加入の全世帯に資格確認書を交付するなどの対応をしたほうがいいのではないかと思います、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 今、市川議員がおっしゃられている世田谷区や渋谷区で国保加入者全員に資格確認書を交付しているということで聞いております。

今、国に関しては、そちらの渋谷区や世田谷区に対してどのような対応をするかということで、まだ結果が出ていません。いずれにしても、資格確認書の一律交付につきましては、本制度趣旨と異なる対応でありまして、国の方針とは異なると思われまます。国民健康保険法第9条において、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに、資格確認書を交付することとされておりまして、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められておりませんという国から示されておりまます。

しかしながら、市川議員がおっしゃるとおり、今いろいろ高齢者の方とか使い勝手が悪いというのも承知しております。町としましては、国から示されておる方針に従いまして適切に対応を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 最後、要望なんです、世田谷区では被保険者でも保険診療ができないケースが発生することも予想されるということで、こうした事態は避けなければならないという判断の下で、全世帯交付ということにしたそうです。

こうした対応に対して、国は一律に交付する必要はないというふうにしながらも、最終的にはこれは自治体の判断に委ねるという見解を示しているということです。

町でも、マイナカードの有効期限切れや、それからカードリーダーの不具合など、様々な理由で保険診療ができないという事態を避けるためにも、やはり早めの対応・決断をしていただきたいということを要望しまして、次の質問に移ります。

続きまして、国保の滞納問題ですが、納付相談等をするということですが、今の制度への変更で、対応世帯に対する納税相談、前は短期証の場合はその短期証の期限が切れる頃に保険の切替えに来て、その時に納税相談をするというふうに行われていたかと思うんですが、

今それがないために、どのような形で納税相談をするのかについて伺います。

それからもう一つ、生活が苦しくなると10割負担は、これで10割負担になりますと大変な  
んで、10割負担は本当に苛酷で受診をしにくいという状況になってしまうわけです。窓口で  
の一時払いが困難だとして申入れがあった場合には、国保税を負担できない特別な事情に準  
ずる状況にあるとして、こういう申出があった場合、特別療養費の支給に代えて、療養の給  
付費ができるのではないかと考えますが、この点に対して町の見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 市川議員の再質問についてお答えいたします。

それこそ滞納者対応につきましては、町長からの冒頭答弁のとおり、短期保険証が廃止さ  
れたことによりまして、滞納世帯主の方との接触の機会が減ってしまうことが懸念されてお  
りますが、このことに対して、国のほうから国民健康保険税を滞納している世帯主等に対す  
る措置の取扱いについてということが通知が出されております。

その内容についてですが、まず1つ目に滞納世帯主の方宛てに、保険税の納税勧奨のため  
の通知を複数回送りなさいよということ、2つ目に電話、訪問等によりまして、滞納世帯主  
の方との接触を積極的に図りなさいよということ、そして3つ目にここは重要なんです  
が、その際は滞納について災害その他特別の事情の有無を丁寧に確認するとともに、減免や徴収  
猶予等の制度周知等の必要な相談を行いなさいよという、3つの具体的な取組の方法が記さ  
れております。

本町におきましても、これを踏まえた上で、滞納世帯主の方との接触の機会、いわゆる訪  
問のほうを積極的に設けまして、まずは納税を促すとともに、その方及びそのご家族の方の、  
同時に実態の把握に積極的に努めまして、決して機械的な運用をすることなく、住民課とも  
情報の共有を図りながら、適切に対応していければと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 要望になります。今税務課長言われたように、国は保険証廃止後の  
この仕組みでも考え方というのは同じで、滞納世帯の申出があれば、市町村が特別な事情に  
準ずる状況と判断することができる場合は、特別療養費の支給に代えて療養給付等を行うこ  
ととなるというふうに、国ではしているということです。この際、市町村に医療の必要性に  
ついての判断は求めないということです。

町でも、今課長が言われましたように、引き続きその納税相談により、被保険者の実態を

常に正しくつかんで、適切に医療が受けられるようにしていただきたいということを要望いたします。

次に、高齢者支援なんですが、ヒアリング・フレイルというのは聞き取り機能の衰えであって、年齢を重ねるごとに聴力が低下していくということはよくあることなんですが、この状態になってさらに進行しますと、人との会話が少なくなってしまって、家からもあまり出なくなってしまいます。外出も含めて人との関わりがやっぱりなくなってきてしまうというのは、いろいろなところからの刺激がなくなってしまい、身体の機能が低下してきて、認知症につながるリスクが高まるというふうに言われています。

しかし、こういう方々でも補聴器等を使用してははっきり聞こえることで、家族のいる方は食事中の会話も楽しめますし、外出中でも車などの音も聞こえます。知人に挨拶されてもすぐ返せるなど、毎日をもっと心豊かに過ごせることと思います。

山形市では、聴こえくつきり事業というのを実施しています。ヒアリング・フレイルについての取組では、1つ目として普及のための啓発活動、聞こえにくくなったと感じる方に対する、これは啓発活動ですね。そして、2番目にそれを早期発見する、3番目にもし聞こえにくい方がいたら、それを早期に対応する、4番目にフォローアップ、効果的な補聴器の利用につなげる、そして5番目にデータ分析で事業参加者の聞こえや運動意欲、行動に生じた変化を把握して分析する、こういう内容の事業をやっております。

聴力の検査というのは、耳鼻咽喉科に行かなければなかなかできないわけですが、もし可能であれば、健康づくりセンターなどで相談できる体制を整えて、ヒアリング・フレイルに早く気づけるように、山形市で実施している7つのチェック項目のような方法を取り入れていくことはできないかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまの市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、ヒアリング・フレイルに係るチェック等行えないかということなんですけれども、こちらのチェックを行うに当たりまして、いろいろ確認しましたら、まず医師会とか管内自治体との調整の上、足並みをそろえて実施していくのがこの長生管内として妥当だということでございまして、そういった方々をまたヒアリング・フレイルのチェックをして、引っかかった方を医療機関への受診勧奨につなげる場合も、医療機関側の受入れの状況等も踏まえて、やはり医師会や管内自治体と協議をする必要が生じてくるということでございました。

現在、本当にこのヒアリング・フレイルへの関心は非常に高まりつつありまして、こうい

った現状が長生管内の医師会や近隣自治体とその旨を共有しまして、聞こえの相談窓口の設置と併せまして、今後の体制等検討していく必要はあると考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、もしそうやって管内での連携が必要だということであれば、まずは課長会とかいろいろなところでもう一緒になったら、医師会も含めてそうしたことで早くヒアリング・フレイルの方を見つけないかということで、できればそういうことを相談していただきたいなというふうに思います。こうした検査ですとか、相談によってその方にとって適切な対応がやはりできると思うんです。

先ほど前田議員から聴力障害の意思疎通についての質問があったわけですが、やはり町でチェックをしたり相談を受ける、身近なところでそういうふうに見えるということによって、もしその中で最初の答弁にもありましたけれども、70デシベル以上であれば、障害者手帳を取得して補聴器も使用できるようになると思いますので、町での相談は難聴の方にとっても大変有効だと思いますが、これをなるべく早めにこうした相談体制を整えられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議員のおっしゃるとおり、この相談体制のほうなるべく早急にとどめていく必要があると思いますので、今後、長生管内の担当課長会議等でそういった話を議題に出して協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、そのようにお願いしたいと思います。町でそういったチェックとか相談窓口を設置することによって、その難聴の早期発見にもつながるわけですし、そうした40デシベル以上から70デシベル未満の中程度の難聴の方も補聴器を使うことによって助成制度があれば、もう豊かな高齢期を元気に過ごすことができるようになると思いますので、こうした施策もやはり考えていただきたいなと思います。

以上で、これは要望といたします。

次に、CCS事業ですね。今いろいろな自治体で水道管の老朽化によって道路が陥没して、大きな事故も起こっています。CCSは、内房から外房までパイプラインで運ぶというものであって、町は101号線から海岸の飯岡一宮線を九十九里町までパイプラインを敷くという

ことです。震度7の地震にも耐えられるというふうに言われているわけですが、これから先何十年という年月を経ても安全だとそれが言えるのか。

また、近年は経験したことがないという災害が起こっているわけです。これによってパイプが破断し、CO<sub>2</sub>が漏れた場合、被害に遭うのは住民なわけです。この事業は、事業者が事前に環境に与える影響を調査、予測、そして評価して、住民や行政の意見を聞きながら、事業の内容を環境保全の観点から、より望ましいものにしていくことが求められると私は思っているわけですが、それをする必要のない事業なのでしょうか。

この事業は、環境アセスメントの対象になっていないため、行政や住民にも説明不十分のまま、膨大な二酸化炭素を海底の地下に貯留するもので、環境への負荷、技術の未確立性やリスク、高コストが指摘されているわけです。この事業では、二酸化炭素の削減にはならず、削減の先送りにしかならないというふうに考えます。

町は、町民の生活と自然環境等に及ぼす影響をどのように認識をしているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

内容としましては、事業のリスク、コスト等々、あとそういう町民の生活に及ぼす影響、自然環境等に及ぼす影響というような趣旨の質問内容だったと思います。

まず、この本事業なんですけれども、経産省と環境省の共同での事業になっております。国の予算やCCS事業法という法律が成立されておりますので、二酸化炭素回収、また貯留技術の実用化が促進されるものと考えてはおります。

また、町民生活、自然環境の影響等についてなんですけれども、先般の説明会や国の資料等から見ると、海外での失敗実例と比較しましても、事業内容的には若干日本とは違うと。事故の現場についても、土壌調査等々もして、極力そういった部分を避けるといったような資料も出ておりますので、安全であると認識しております。

今後どのようにするかといいますと、何かできるという具体的なことはないんですけれども、役場組織として国の情報、また2年後の調査結果等については注視していくということしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 安全だと言えるかどうかはちょっと今の時点では分かりませんが、なぜ内房で出たCO<sub>2</sub>を九十九里まで80キロもパイプラインで運ぶのか。茂原市までは既に

事業の説明会が終了しておりますので、そこで出た声です。

これから、その事業の概要と説明会が白子でも先ほど日程が示されたわけで開かれるわけですが、今までの事例からいいますと、パイプラインが通る近隣の住民の方にしか、お知らせがいかない。ここでいいますと、じゃ101号線沿いの方あるいは飯岡一宮線沿いの方、その辺りにお知らせがいくのかどうか分かりませんが、これだけの大きい事業、交通規制も相当出るようですから、町民への周知について、現状ではそのように事業者は周りの人にしかお知らせしないということで消極的なようであり、これでは私は不十分だと考えるんですが、この説明会などに対して町として何らかの対応をしていくのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） お答えいたします。

質問の内容としましては、説明会の周知に係る部分だと思います。

町長の答弁にもありましたけれども、今月28日と10月2日に住民説明会のほうが行われると。先週の木曜日、ひまわりメールという制度を活用しまして、101号線沿い、あと飯岡一宮線沿いの沿線の地区の方には、文書のほうの配布はしております。

この説明がたしか私の記憶ですと、一般参加も可能だというふうに聞いておりますので、これはうちの課だけ判断できることではないので、総務課、企画課、町長とも相談しまして、そのほかに周知する方法がベストなのかどうか、その辺はちょっと検討したいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 要望です。

CCS事業は今後10年間に官民で4兆円の投資を見込んでいるという事業です。技術確立に係る不確実性が高く、多額の投資が必要となる一方で、リスクも高いというふうに言われています。この事業は、海外では資金が集まらず、中止や延期になった事業が多いということです。事業化を優先して、住民の命ですとか周辺の環境ですとか、それから将来世代への影響に関わる安全規制を後退させてはならないといふふうに思います。

白子町でもこれから住民説明会があるわけですが、周辺住民の方にはもう、ひまわりメールでお知らせがいったということですが、周辺住民だけではなくて、多くの住民にも説明会への参加を呼びかけてほしいと思いますし、また、担当の職員の皆さんも可能な限り参加をしていただければということをお願いしたいと思います。

それで最後の質問になります。

空き家、空き地対策ですが、今町では道路パトロールですとかいろいろなものでそういうふうに管理をしているということなんです、空き家調査を町でもやっていると思うんですが、調査の際にあまりにも荒れてしまっている場所については、町では持ち主が分かれば対応することができるのではないかと思います、このことについて伺います。そして、なぜこのような状況になってしまっているのか。例えば相続等で持ち主が分からなくなっているのか、原因が分かればお答えいただきたいと思います。

それから、このような空き家、空き地の事例は、今増えているのか現状維持なのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 市川議員のご質問にお答えしたいと思います。

所有者調査行った中で、なぜ空き家が増えていってしまっているかというご質問に対しまして、今回空き家の調査を実施した中で、空き家の件数が多かった地区につきましては、五井西、北日当、幸治東等、こちらの3地区の空き家が、上位3地区が実際あったところがございます。なぜ増えてしまったかという理由につきましては、過去に分譲地の開発が多かった地区でございます、今回、例えば所有者の方が亡くなってしまったとか相続が完了してないとかそういった件数が目立ってきているところがございます。

今回、空き家の状況につきまして、町では平成28年度、それと令和6年度に空き家等実態調査を実施しておりまして、平成28年度の総住宅数5,195戸、そのうち空き家数は311戸、空き家率は5.9%となっているところがございます。

令和6年度の総住宅数は5,223戸、そのうち空き家数は332戸、空き家率は6.3%となっている状況でございます。

平成28年度と令和6年度比較しますと、総住宅数は28戸の増、空き家数は21戸の増、空き家率は0.4%増加しているところがございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 引き続き、今空き家の答弁がありましたこと、私のほうで所管しております空き地の関係なんです、環境課では雑草除去の申出を受けて、所有者等に通知をしている事務をしておりますので、その辺の数字のほうをちょっと申し上げさせていただきます。

雑草除去の申出件数なんですけれども、令和4年度で年間61件を出したところ、その通知に従って雑草を刈ってくれた、いわゆる実施率については68.85%です。

令和5年については、申出件数69件、実施率については60.87%、令和6年度にいきますと97件の申出件数、実施率は53.61%と、申出件数は増えてはきております。ただ、実施率のほう若干下がっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） この空き家・空き地対策、大分これは苦労しているんじゃないかと思えます。こうした状況が続いていますと、適切に管理されていない場合は、どんどん草ですとか、それから木も生えてきますし、通行の妨げになったり、しらこ広報でも宅地からはみ出している木は切ってくださいというようなお知らせが載っていましたがけれども、このような状態が続いていますと、不幸にも火災等が発生したり、それから古い家が残っておりまして、古所の海岸のほうにももう物すごく朽ち果てたような家が2軒並んで残っていますけれども、そのような状態で放置しておきますと、今度台風等で、今こんな災害は今まで経験したことがないというような大きい災害も起こっておりますので、台風等が上陸したり、それから近くを通ったりしますと、近隣にそうした家が飛んだりして被害が大きくなってしまいうわけです。そして、また近くに住む方というのはその雑草や木で物すごく迷惑しているわけです。

ですから、可能な限り調査をして、解決に向けて今後取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は、全部終了いたしました。

---

### ◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 日程第21、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日9月9日から9月24日までを議案調査のため休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、9月9日から9月24日までを休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長(梅澤哲夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月25日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 4時53分

## 令和7年第3回白子町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和7年9月25日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 2 議案第3号 白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第 3 議案第4号 財産の取得について
- 日程第 4 認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第 6 認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て
- 日程第 7 認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 9 認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の  
処分について
- 追加日程第1 諸般の報告
- 追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定  
及び和解について)
- 追加日程第4 議案第1号 和解について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第4まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1 番	大塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	10 番	酒 井 良 信 君
11 番	今 関 勝 巳 君	12 番	大多和 正 之 君
13 番	大多和 秀 一 君	14 番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	緑 川 輝 男 君	教 育 長	太田和 晴 彦 君
総務課長	齊 藤 貴 人 君	企画財政課長	齊 藤 雄 君
税務課長	田 邊 健 治 君	建設課長	石 井 宏 樹 君
産業課長	田 邊 治 幸 君	商工観光課長	北 田 和 弘 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環境課長	金 坂 潤 一 君
住民課長	増 井 角 栄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会計管理者	三 橋 久美子 君	教育課長	岩 本 洋 之 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学校給食センター所長	緑 川 昌 一 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書 記	長谷川 由 紀
書 記	三 橋 諒 也	書 記	篠 崎 勇 祐
書 記	森 蓮	書 記	高 橋 聖 矢

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議事進行や議案内容等を確認する全員協議会の開催のため、休憩いたします。  
再開は、11時といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前11時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎追加日程の件

○議長（梅澤哲夫君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、諸般の報告、追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、追加日程第3、承認第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについて、追加日程第4、議案第1号 和解についてを議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし、諸般の報告、追加日程第2として、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、追加日程第3として、承認第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについて、追加日程第4、議案第1号 和解についてを議題とすることに決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第1、諸般の報告を申し上げます。

長生郡市広域市町村圏組合から、令和6年度長生郡市広域市町村圏組合歳入歳出決算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物により、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎諮問第1号の採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

既に提案説明等が終了しておりますので、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は、原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

---

◎承認第1号～議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第3、承認第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについて及び追加日程第4、議案第1号 和解についてを

一括議題といたします。

承認第1号及び議案第1号は、既に提案説明等は終了しておりますので、本日は本定例会初日に決定しましたとおり、質疑、討論、採決したいと思います。

それでは、承認第1号 損害賠償額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについて、質疑を行います。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 承認第1号について、ちょっとお伺いいたします。

この件に関しまして、公用車にはいろんな種類の公用車があると思うんですけども、この説明だけでは、全然どういうものか、事故のあれが全然分かりません。

公用車、作業車、課の使う公用車、町長車、いろいろあると思うんですけども、それが農地に駐車していた相手方にぶつかるとか、これだけでも全然意味が分からないし、これ、ちょっと詳しく説明、もう一度説明していただきたい。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、車種ですけども、一般の乗用車でSUV車と言われている、ちょっと大きめの車になります。

今回の事故は、一度、目的地に行こうとして、その目的地を通り過ぎてしまったと。それで目的地に戻ろうとして、後方確認が少し不十分だったということから、少し民地のほうに止まっている車にぶつかってしまったというのが事故の現状でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 簡単なお説明、誠にありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今の説明は分かったんですが、ちなみに何課のどのような業務中に起きた事故ですか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 課としては商工観光課の業務になりますが、どのような業務中かどうかというのはすみません、把握してございません。申し訳ありません。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 業務中ですよ。事故報告とか当然上がっていると思うんですが、その中でも把握できていないということですか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） すみません、今、私の手持ちの報告資料の中には、どのような業務内容かというところまでは記載されておりませんが、もしほかにどのような業務をしている最中に起こったのかというのがあれば、後ほどご報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それ分からないって、報告書とかというのはあまりよくないと思うんですよ。その辺の、事故ですからね、相手もいることだし。

相手の住所だけ分かれば良いという問題じゃなくて、それが本当に業務中だったかどうかはつきりしないわけですよ。その辺を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 事故日時は把握しておりまして、それこそ5月21日の14時頃ということで、これについては業務期間内、時間内ということで把握しております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） では、その辺りで商工観光課のイベントか何か、その辺りであったということですか。工事で何か。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） イベントかどうかあったこと等含めて、内容についてはすみませんが把握していないので、今の私の手持ちの資料の中にはありませんので、それも含めて後ほどご報告させていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号 和解について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号 和解について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 和解については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅澤哲夫君) 日程第1、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第3、議案第4号 財産の取得についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長(緑川輝男君) それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明をいたします。

議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細については、総務課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第3号 白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも詳細は、総務課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第4号 財産の取得について、こちらの詳細は、教育課長より内容説明をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第2号及び議案第3号の内容説明について、総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） それでは、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

今回の改正は、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、育児時間の取得パターンの多様化について、対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされているため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、法改正により育児のための勤務時間の一部を休業する部分休業について、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できるこれまでの方法に加え、新たに1年につき10日の範囲内で取得できる方法が設けられ、いずれかを選択できることが規定されたことから、所要の改正を行うものでございます。

この条例は、令和7年10月1日より施行します。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

次に、議案第3号 白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案資料の2ページをご覧ください。

今回の改正は、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされているため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、法改正等に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、妊娠、出産等の申出をした職員や子育てを行う職員、あるいは家族の介護が必要となった職員に対して、出生時や育児期、あるいは介護が必要となった時期における制度の周知や利用意向の確認が義務づけられたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

この条例は、令和7年10月1日より施行します。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第2号、第3号の内容説明を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第4号の内容説明について、教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 議案第4号についてご説明させていただきます。

GIGAスクール構想第2期において、小中学校の授業等で活用している小中学校タブレット端末、いわゆる1人1台端末を更新するため、財産の取得について議決を求めるものです。

児童生徒の使用するタブレット端末更新に係る財政負担は、都道府県に創設された基金から交付金3分の2、市町村3分の1の負担割合となっております。

また、タブレット端末の調達については、千葉県公立学校情報機器共同調達協議会が一般競争入札を行い、その結果に基づき、落札業者と市町村が随意契約により契約を締結することとなっております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 財産の取得に関して、質疑を行います。

7番大多和正夫君。

○7番(大多和正夫君) まず、この取得価格については、約3分の2が県・国の補助金で賄えるということですが、この取得価格は総額という形で考えてよろしいのかということと、白子町の教育委員会といたしまして、もう一点が、国が新しくこのGIGA構想の中で、タブレット等中心のみという考えと、タブレット及び紙ベースを併用する、そういういろいろな方向を出してきましたけれども、町としてどのような考えを持っておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○議長(梅澤哲夫君) 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長(岩本洋之君) ご質問にお答えします。

まず、取得価格については総額ということですのでよろしくお願いいたします。

また、今後のデジタルと紙、ハイブリッドとか、あとデジタルのみというところになっておりますけれども、そこについてはまだ正式な方向性は考えられておりません。ただ、子供たちが学習しやすい方法を学校の先生方と協議しながら、最適な方法を検討していきたいと思っております。

以上になります。

○議長(梅澤哲夫君) 7番大多和正夫君。

○7番(大多和正夫君) 今後の考え方は分かりました。

よく、こういうタブレットが進んでいるフィンランドとかノルウェー、北欧の関係では、非常に紙ベースをなくした中で、子供たちの教育度が低下しているという話もよく聞きます。そういう中では、タブレットのよさもあるし、紙のよさもあると思います。そういうものを

含めて、やはり学校の先生等も含めて、あと父兄の意見、そういうものもアンケートを取りながら、やはり一番、子供たちの教育の一番大事なところになると思いますので、その辺は十分いろんな意見を参考にしながら、方向性を出していただければと思いますので、これは要望です。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号～認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてないし日程第9、認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてを一括議題といたします。

ここで、決算審査特別委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、長島誠一君。

○決算審査特別委員会委員長（長島誠一君） それでは、決算審査特別委員会に付託されました令和6年度白子町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

決算審査特別委員会、9月8日の第3回定例会初日に設置され、同時に決算認定について付託されました。

委員会の会議については、第3回定例会会期中の9月11日及び17日の2日間に委員会を開催し、執行部から説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の意見書のとおり過誤なきものと認められましたが、適正で経済的かつ効果的な予算執行に関し、改善、是正が必要と思われる箇所が確認されましたので、当該部分について当局の反省を促し、改善、是正を求めました。それらの諸点については、令和7年度以降、町当局において適切な処置がなされるものと思われ

ます。  
なお、指摘、要望しました主要な事項につきまして、詳細はお手許の報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、一般会計につきましては3点、特別会計につきましては2点、執行部に対し指摘、要望させていただきました。

よって、合わせて5点の指摘、要望事項を付した上で、委員会は、令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計、白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算及び剰余金の処分については全員賛成によりまして、白子町一般会計、白子町国民健康保険事業特別会計、白子町後期高齢者事業特別会計、白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については賛成多数によりまして、原案のとおり認定すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和7年9月25日、決算審査特別委員会委員長、長島誠一。副委員長、秋葉広行君。委員、市川隆子君、宗島理仁君、高山隆一君、前田充浩君、大塚貴充君。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告を終了いたします。

これより認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 認定第1号、一般会計決算に反対の立場から討論します。

昨年度、令和6年度から学校給食費の無償化が実施されました。そして、県内でもいち早く実施された病児・病後児保育など、子育て支援は評価します。今後は、さらなる子育て支援策の充実、強化への取組を進めていただきたいと思います。

健康ポイント事業は、参加者が約2,000名、普及率は人口の2割を超えるとされており、健康増進や介護予防につながる成功事例として報告されますが、これだけでは実際にどのくらいの効果があったのか分かりません。やはり、定期的に数字できちんと把握しておくべきですし、その結果を次につなげていけるようにしたほうがいいと思います。

外出支援事業や福祉タクシー事業、らくらくタクシー事業は、高齢者にとって助かる事業だと思いますが、高齢化の進んでいる本町で、車を持たないと不便だという声がまだまだ多くあります。バス路線のない地域もあります。その地域の方には、どのような支援をしているのか。また、路線バスを利用できる高齢者への支援も考えていくべきだと思います。そして、高齢化の進む今後、らくらくタクシーの増車も検討しなければならないと考えます。

物価高騰が続いている今、町民応援の町政をさらに続けていくことを求めまして、反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） 他にございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

なければ、これより令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 認定第2号、国民健康保険特別会計決算について、反対の立場から討論します。

国民健康保険は、住民の医療を保障する最後のとりでと言われていています。前は、自営業や農林水産業が多く加入していましたが、現在はフリーターや年金生活者など、所得の低い人が多く加入しています。そして、75歳になると後期高齢者医療に移ってしまい、加入者も減っています。こういう中で、限度額の改定もありました。年金が増えないのに、物価高騰が追い打ちをかけています。

また、未就学児の均等割半額の事業を実施していますが、令和6年度予算の反対討論でも申し上げたように、それ以上の年齢の子供の均等割独自軽減は実施されておられません。今の国保加入者の生活の状況を考えれば、子供の均等割を拡大していくことも必要なのではないのでしょうか。

そして、国が負担を減らしたことが財政悪化の大きな要因になっていますので、国の負担を元に戻すよう、国に要望することを求めまして反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第2号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 認定第3号、後期高齢者事業特別会計決算に反対の立場から討論します。

令和5年度から開始した高齢者の保険事業と介護予防の一体的な事業は、関係部署と連携して、高齢者の健康保持、増進のため、効果的かつ効率的に実施とありますが、事業を実施してきた中で目標や事業の評価、そして効果の検証はされたのか。また、今後どのように検証するかなど、課題もあるのではないかと思います。まだ始めたばかりではありますが、一つの事業を進めれば、やはり課題は何か、改善点はと検証することが必要だと思います。

また、窓口負担が1割から2割になる方は、外来の窓口負担が大幅に増えないよう、配慮措置が設けられていますが、これも入院は対象外です。

年金が僅かに上がったと言われても、物価高騰に追いつきません。高齢者が安心して医療を受けられるようにしなければなりません。国や広域連合に対し、制度改善への要望をすべくように求め、反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第3号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 認定第4号、介護保険事業特別会計決算に反対の立場から討論します。

第9期計画が策定され、それに基づく事業が進められていますが、住み慣れた地域で元気に暮らすために、自立支援や介護予防、重度化防止の取組を進めていくことは大事だと思います。この事業も、少しでも多くの方々が参加できるように工夫していかなければならないと思います。こうした取組に参加し、誰かと話すだけでも介護予防につながると思います。

また、介護職員の人材不足が課題になってくるとされていますが、今、町内には訪問介護事業所が1件しか残っておりません。介護予防の事業も大事です。しかし、支援が必要になった場合は、その人に合った介護が必要となります。

社会で支える制度としてできたものです。もっと利用しやすい制度にするため、国の負担増は不可欠です。公費負担を増額し、利用しやすい制度にすることを求め、反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第4号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、委員長報告に対する質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分については、認定することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和7年第3回白子町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分